

令和2年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

令和2年 6月16日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 報告第 1号 令和元年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 3 報告第 2号 令和元年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書

第 4 議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第59号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定について

第10 議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）について

第11 議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約について

第12 閉会中の継続調査について

第13 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 岩田 恵一 君

2番 野口 正利 君

3番 谷口 勝巳 君

4 番 隅 山 卓 夫 君  
 5 番 村 山 良 夫 君  
 6 番 坂 本 美智代 君  
 7 番 鈴 木 利 明 君  
 8 番 西 山 芳 明 君  
 9 番 北 尾 潤 君  
 10 番 山 下 靖 夫 君  
 11 番 東 まさ子 君  
 12 番 山 田 均 君  
 13 番 谷 山 眞智子 君  
 14 番 篠 塚 信太郎 君  
 15 番 森 田 幸 子 君  
 16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（13名）

町 長 太 田 昇 君  
 副 町 長 谷 俊 明 君  
 参 事 中 尾 達 也 君  
 参 事 山 森 英 二 君  
 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君  
 総 務 課 長 長 澤 誠 君  
 税 務 課 長 豊 嶋 浩 史 君  
 住 民 課 長 久 木 寿 一 君  
 こども未来課長 木 南 哲 也 君  
 にぎわい創生課長 栗 林 英 治 君  
 上 下 水 道 課 長 山 内 善 博 君  
 教 育 長 樹 山 静 雄 君  
 教 育 次 長 堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態としております。ほかにも、会議の休憩を小まめにとり、休憩中の議場内の全体空気換気をさせていただきます。今回より感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご協力とご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の出席者についても、密を避けるために出席調整をさせていただいております。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案等の審査や所管事業及び新型コロナウイルス感染予防対策等について協議がされました。議会広報常任委員会が開催され、議会広報発行に向けて協議いただきました。

6月12日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会等の報告が行われました。

本日までに受理した要望書をお手元に配付しております。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、報告第1号 令和元年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～日程第3、報告第2号 令和元年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書》

○議長（梅原好範君） 日程第2、報告第1号 令和元年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から、日程第3、報告第2号 令和元年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書までを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくこととなりました。

議員各位には、連日熱心にご審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告第1号 令和元年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回京丹波町議会定例会で議決いただきました一般会計で、新庁舎整備事業ほか7件の翌年度繰越額の総額9億8,669万4,000円であります。

これらに充当します財源は、国府支出金3億8,325万2,000円、地方債5億6,350万円、一般財源3,994万2,000円であります。

続きまして、報告第2号 令和元年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰越した場合、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、畑川浄水場和知地区遠方監視装置更新工事のほか1件の5,350万円であります。

これに充当します財源は、企業債5,030万円、当年度損益勘定留保資金320万円です。

以上、報告第1号及び報告第2号の説明といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で報告を終わります。

《日程第4、議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いします。

議案説明のときに、1日26人から48人の集客とお聞きしましたが、この人数というのはどういうふうにして算出されたのかお伺いします。

それと、新たな丹波日吉線であります。高原下山線の運行区間と、上野大円寺前から実勢公民館前という部分が重なるんですけども、この運行コースというのはまた新たに考えられるのかどうかお伺いします。

また、丹波日吉線は毎日運行されるのか。運行日程の予定をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、算出方法は、近年のホテルの稼働状況から算出させていただいております。先ほどございましたように、26人から46人というところで計画させていただいております。

また、高原下山線と重複する部分はあるんですけども、現在の高原下山線の時刻を変更することは考えていないところで、新たに新規路線としてその時刻に走らせていただくことを考えております。

現在、時刻等を検討しておりまして、1日5便を検討しております。早朝と9時台、お昼の12時台、2時台と最終5時台で現在検討を進めているところでございます。

運行日程は、年末年始を除く土日でも運行させようということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1日5便ということでありまして、今言いましたように京丹波 味夢の里から実勢の公民館は高原下山線と重なるということでもありますし、重なって本当に

集客が見込めるのかという点もあります。また、丹波日吉線というのは早朝ということですが、早朝は大体何時からということで考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 現在考えておりますのは、役場を大体7時ぐらいに出発をするような予定でございます。

重複する時間帯があるんですけども、行先の方向が違いますので、町民の皆さんも近くの利便性の高いところへの移動が可能になると考えておまして、行先に応じて乗り分けていただいたら結構かというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 1日の集客が26人から40人となってるんですけども、この路線で収支がゼロになる部分、100円の売上げを上げるために100円の収入になるのが26人から40人の間のどの部分になるのか。もっと少なくてもいいのか。もっと多くないと駄目なのか。検討されたと思いますので、お聞きをしたいと思います。

もう1つは、利用者のことですけれども、今回のコロナの関係でホテルの利用者というのは減ってますし、特に、今回、外国人の方、インバウンドの方を対象に考えられて当初計画をしたというようなことでしたけど、この調子ですと1年から2年ぐらい、ワクチンができるまでは回復は難しいと思うんですが、26人から40人で本当によいのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、利用者の関係では、コロナの感染前で行きますと、ホテルの稼働率が平成30年度の全国の平均で大体71.8%ということでございます。そうした中で、この運賃の収入については、1名の職員を活用するというので、それにかかります1台のバス、そしてそのバスにかかります修繕費、車検代等を見込みますと、1日当たり片道だけの収支を見ますと、大体、1日平均で37人で、僅かでありまして、約10万円ぐらいプラスになるというような予測をしておるところであります。

また、今もございましたように、コロナの感染症の影響で、直近のホテルの稼働率の状況を見ておきますと、全国で16.6%ということになりますので、今回できますホテルの部屋数から言いますと、バスの利用者が10人ぐらいになるだろうというように計算しておるところであります。

身近なところからの観光を進めていこうということで、マイクロツーリズムということが今、全国的に言われております。市外、市内、都市部の方が環境のいい郊外に出ていくというようなどころから、観光産業を盛り上げていこうという動きもございますので、そうしたことから、いち早く回復していくことを願っておるわけではございます。通常の利用で行きますと37人、36人のところが収益の分岐点になると考えているところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今お聞きしますと、26人から40人というのは、コロナ前の平均値から算出したもので、現在の状況から考えますと10人程度になるということで、採算ベースが30人から37人ぐらいだと思っておりますが、その3分の1しかならない路線というのは赤字路線になると思っております。現在でも町営バス事業というのは、現実的には赤字、一般会計から補填して補って維持しているというのが現実でして、そういうことから考えますと、また赤字になる路線を増やすことがプラスになるのかどうか。やっぱり財務上のことも考えてやらなければならないと思っておりますが、現状から考えたら今はちょっと時期尚早で、先ほど申し上げたとおり、ワクチンができるとかというようなことでコロナの問題が落ち着いてからされたほうがいいのではないかと思っておりますが、町長どのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスに関しましては、この時期にこういったパンデミックというような状況になるということは誰も想像ができなかったわけでありまして、その前にホテルとしては計画されておったということでもあります。ホテル自体が外資系のホテルでありますので、インバウンドの人を対象にしたということは十分考えられますけれども、コロナウイルスの関係でインバウンド、海外からの渡航者はかなり減少するというのも事実であります。しかし、今課長も申し上げましたけれども、アフターコロナといいますかコロナ後というようなことで、いろんな生活様式が変わってくる中で、旅行の仕方というものも変わってくるわけです。海外から日本に來れないということは、国内から海外にも行けないわけでありまして、国内の近場の観光地への需要というのも高まってくると思えますし、また、Go To キャンペーンというようなお国を挙げたキャンペーンも計画をされているところで、そういう中で、路線バスの路線として町内の活性化につながるものであると考えておるところでございます。

以上です。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの文脈で読み取っていただけたかと思ってたんですが、そういったことでありますので、先延ばしをせずに開設することで、国内旅行者にも利用してもらえるような路線にしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 文面から解釈できるということですけど、端的に答えてもらわないと困りますよ。言ってるのはそういうことです。コロナの問題で先ほど話があったとおり、10人程度しか利用が望めないということです。だから、国内旅行者がその分増えるかというたら、現状、町営バス事業の利用者から考えたら、そういうわけにも行かないと思います。少なくともワクチンが開発されるまでは赤字を生むだろうと分かっててそれを運営するというのはどうか。いつでもできるわけですから、何も慌てて実施することはなしに、1年なり1年半延ばすということはないかということ聞いたんです。議長、私は頭が悪いですから、解釈して回答を聞くというようなことはちょっとできませんので、端的な答えを、質問に対してちゃんと答えていただくように、単純に答えてもらうように町長に指示をしておいていただけませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 延ばす考えはございません。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今回、町営バス丹波日吉線の路線が新設されるということで、ホテルの利用者の利用を見込んでということですけども、明治国際医療大学も停留所になるということです。結構、明治国際医療大学附属病院に通院されている人が多いので、かなり利用があるのではないかなということを考えております。それで、丹波マークスでほかの路線との乗り継ぎのことはどう考えておられるのかが1点目です。

2点目は、病院は高台にありますので、南丹市営バスは玄関の前まで入ってるんですけど、これは下で止まるのか、上まで入られるのか。その辺で、大分利用が変わってくると思います。

3点目は、明治国際医療大学附属病院の近くに南丹市の生涯学習センターがあるんですけど、図書室がありまして、結構利用があるように聞いているので、そこはなぜ停留所にしなかったのかということ。

4点目は、これの開設によって、明治国際医療大学附属病院の新規の利用者が増えるということはあまりないのかもしれませんが、京丹波町病院の利用に影響はないのか。あったと

したらどれぐらい想定をしているのかということ。この点につきましてお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、乗り継ぎの関係では、今回の路線がＪＲ新須知のバス停も経由する予定としておりまして、一方ではＪＲバスとの乗り継ぎ、それと丹波マーケスなり役場前で日吉へ向かうバスへの乗り継ぎの利便性を考えておるところでございます。1つの乗り継ぎの場所としては、丹波マーケスが一番それぞれのバスが入ってきますので、時間帯等を見ておりますと、30分ぐらいの待ち合わせで乗り継ぎができるというような時刻の設定になると思います。まずは、日吉駅のＪＲの時間を基本としまして、時刻設定を今検討をしておるところでございます。

また、明治国際医療大学のバス停は、今、南丹市営バスも入っておられる上の病院のところのバス停と一緒に使わせていただくということでございます。

次に、生涯学習センター前にバス停をとということで、恐らく鍼灸大学前駅がバス停になるかと思うんですけれども、その部分につきましては、利用者があるということで篠塚議員からございましたので、今後検討をしていきたいというように思っているところであります。

最後の京丹波町病院への影響という部分でございますけれども、京丹波町病院につきましては、今現在もそれぞれ町営バスが病院のほうに入っておるところでございます。前回は一般質問で中川医療政策課長からも答弁がありましたけれども、役場の庁舎内でも病院の利用等につきまして検討もしております。今現在、交通対策として、この病院の関係も含めて、いろんな方式をとっていかなければいけないというように考えておりまして、コロナの影響で研修等の実施が遅れておりますけれども、今年度、カーシェアリングの関係についても、地域の皆さんに研修を受けていただくような形で持っていきたくと考えてまして、そういった部分での交通の利便性が図れないかという部分も1つの課題として現在検討しておるところでございます。今のところ私どもで検討しておりますのは、京丹波町病院への影響はないのではないかというように思っておるところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 本路線の開設によりまして、京丹波町病院の利用にはあまり影響はないということですが、中川医療政策課長は来てないので、この担当は中尾参事ですか。栗林課長はそういう見解ですけど、担当参事としてどのような見解を持っておられるのかお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君）　まず、新しい路線ができることによりまして、これまで利用をされていた方の利便性というのも向上するということですし、また、町内の住民の方で町内の病院を利用される方につきましても、いろんなルートが増えることによりまして、利用の選択というものもまた広がっていくのではないかと考えております。栗林課長が申しあげましたように、現在のところ影響というものは出ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　山田君。

○12番（山田　均君）　私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の提案の理由というのは、来訪者等の交通の利便性を図るために路線の新設を行うということになっております。来訪者というのはどういう方々を考えておるのか。その方がバスを利用させていただいてホテルへ行くということなんですけども、先ほどありましたように、日吉駅のJRの電車の時刻に合わせてバスの時刻も考えるということでもございました。そうすると、町営バスとしては、日吉駅へ降りられる方を日吉駅からホテルへ運ぶということで、来訪者等の交通の利便性を図ることが今回の丹波日吉線の新設する大きい目的なのかどうか、改めてお聞きしておきたいと思えます。

それから、1点、町長にお尋ねしておきたいんですけども、町営バスの運行事業条例というのがありまして、第1条の目的を見ますと、京丹波町民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって公共の福祉の増進を図るために、町営バス運行事業について必要な事項を定めるということになっております。来訪者の交通の利便性を図るということで、この路線新設というのは、町のバス条例の目的からしても、逸脱するのではないかなと思うんですけども、そういうことはないのかなどうか伺っておきたいと思えます。

また、先ほど来、祭日も土日も運行するという答弁があったんですけども、運転手も新たに採用するのかどうか。現在の勤務体制でやるということなのかどうか。新たな路線を増やして1日5便ということになりますので、それに土日、祭日も運行ということになりますと、相当、運転手の方にも大きい負担がかかると思うんですけども、その辺はしっかり体制をとってやるということなのかどうか、伺っておきたいと思えます。

それから、ホテルを受け入れるときに、そのホテルに来たお客さんが町内を周遊なり利用をしていただいて降りていただくというようなことがあったと思うんですけども、この考え方というのは、このバス路線を新設することによって、どういう形で考えておられるのかお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君）　太田町長。

○町長（太田 昇君） 町営バスの条例の関係で指名をいただいておりますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

新規に開設します路線につきましては、当然、ホテルということも念頭に開発されたわけでありまして、路線図が入っておりますように、それは当然町民の方も乗車をいただけるわけでありまして、町民の利便性の向上にも貢献すると思っておりますし、また、来訪者を含めて、町民の方も含めて、ご利用いただくことで町内のホテルと合わせた活性化にもつながるといった目的で開設をするということで問題はないというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、来訪者の考え方として、観光客も含め本町にお越しいただく方を考えておるところでございます。そうした中で、一番多いと見込まれるホテルの利用者というものがございまして、その部分で計算はさせていただいております。そのようなことでございます。

運転手の採用につきましては、現在採用のほうは考えておりません。今あります路線、それぞれ3事業所あるわけでございますけれども、3事業所の中でやりくりをしまして対応をしていくということでございます。

休日にも運行するというようになっておりまして、現在、バスの運転手の中にはパートタイム任用の方も採用をさせていただいております。そうしたことから、休日の運行につきましては、パートタイム採用の方にお世話になるということを現在検討しているということでございます。

それから、観光面での町営バスの周遊でございますけれども、先ほどもありましたように、どこで乗り継ぐのかということで、乗り継ぎをしながら町内を周遊していただくような形を考えております。昨年度の事業で、グーグルマップを活用して乗り継ぎや金額等が分かるようなシステムも入れさせていただいております。そうしたものを活用させていただいて町内を周遊するという形をとっていきたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 1つは、活性化につながるというような説明もございましたが、結果的には、一番大きい目的は、今もありましたホテルの利用者、観光客も含めて利用者を中心に考えたということでございます。ホテルへ行こうとすれば、高速道路にパーキングがあるわけでありまして、もちろん下から行くというのは自家用車で行かんなんわけでございますし、高速を使ってこられるとか、観光バスが来るということになって、その方がホテル

へ泊まると思うんです。ホテルは普通のホテルと違って、素泊まりで食事は自分でお弁当を買うということですが、先ほど来ありましたインバウンド、外国の方やったらそういう方もあろうかと思えますけども、日本人を対象にした場合に全くないとは言いませんが、限られた方になると思えます。美山の帰りに行くという人もあると思うんですけども、日吉駅からホテルまでバスに乗る方について、具体的にはどういう方を考えておられるのか。もちろん病院に行くという方もあろうかと思えますけども、目的である来訪者の交通の利便性ということからすると、ホテルに泊まる方は観光バスか自家用車で来る人が多いということで、何を一番中心に考えておられるのか。ホテルの利用者をどうのように運んで、町内に降りていただくのか。何のために日吉駅へ行くのか。日吉駅に降りた人をホテルに運んで、また日吉駅に送るという考え方のバス運行なのかどうかということなんです。

それから、収支のラインについて、採算が合うかどうかという問題で、片道で37人ということでございました。先ほど、今の計算上で言うと10人ぐらいではないかという説明もありました。利用者が非常に少なく、採算を割ったという場合に、あくまでも、ずっと続けていくという考え方なのか。一定の段階では見直しをして考えるということなのか。先ほど、このコロナの関係で先延ばししないという答弁でした。この条例にあるように10月から実施となりますと、あえて赤字ということを見据えながら運行することになるんですけど、それは誰が負担するのかというたら町民が税金を負担しているわけですから、そういうことをいつまでも続けるのかということも問われてくると思うんですけども、町長の考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この事業に限らず、全ての事業は当然見直しをしながら進めていくということであります。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 行き先としまして、やはり本町に来られる方をしっかりと狙っていくという部分も重要な部分ではございますので、そういった中で、交通の利便性というのは非常に重要と考えておるところであります。

一方で、JRバスも園福線が園部駅まで走っておる状況の中で、町営バスとしてJRと重複する部分を走ってしまいますと、またこれはJRの存在等にも関わってくる部分もございまして、観光面だけを考えますと、森の京都エリア全体での活用も非常に重要ではないかなというようにも考えておるところでございます。本町に訪れる方が観光客だけではなくて、営業等に来られる方も数多くあるというように思っておりますし、そういった方が本町に来

やすいような環境づくり、そして、それとあわせて町民の皆さんが活用しやすいような形の路線ではないかと思っているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁いただきましたが、お尋ねした内容にしっかり答えてもらってないということも強く指摘しておきたいと思います。町長は、即答で見直しをするということでもございましたけども、初めから今10人ぐらいの見込であれば、赤字ということも前提に運行しようとするわけで、見直し以前の問題と思うんです。その点の考え方をもう一度伺っておきたい。10人ぐらいという想定の中で、採算合わないけども、あえて運行していくという考え方は本当に町民にとってどういうプラスになるのかということと、町民が納得できないということも併せて申し上げておきたいと思います。見直しするのは当然です。しかし、初めから現時点では10人程度と見込まれているのに、あえて運行していくということについてはどういう判断なのか伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、日吉丹波間のバス路線の新設で、来訪者、聞くところによりますと、美山のかやぶきに来た人をまたホテルへ運んで日吉駅へ送るという話もあるようでございますけども、一番の目的というのはどういうアピールをして京丹波町へ来ていただくかではないかと。本来なら別にホテルでなくても、民宿も含めて町内のいろんなところに泊まってもいいわけです。そういうところへ誘導をすれば、もちろん町の活性化にもなります。しかし、この路線の目的である来訪者の交通の利便性を図るということからすれば、もちろん町民の方が利用することもあるかもしれませんが、ホテルのお客をバスで駅まで運ぶというだけの路線ということで、本来ならホテルのお客確保のためにホテルがするのが当たり前だと思うんです。それをあえて町民の血税を使ってバス路線を新設して運ぶということが、本来、町のやるべき仕事かどうかというように私は思うんですけども、その辺も伺っておきます。

また、バス路線が日吉へ行くということになりますと、町外を走るわけで、当然、お客さんを乗せて走る場合に、事故とかが起こることも想定されていると思うんですけども、日曜日とか祭日の場合にどういう対応をされるのか。先ほど1人の運転手を考えておるということでもございましたけども、事故が起きた場合にどういう対応をするのか。お休みで日直はおりますけども、担当の責任者の方は本当にそういう対応ができるのかどうか、そういう対応も大切でしっかり考えておくべきと思うんですけども、その辺の体制や考え方についても併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 後先になりますけれども、まず、事故の関係につきましては、町のほうで定めをつくっておきまして、運行管理・整備に関する指揮命令系統というものがございます。運行管理責任者というものも設けておりますし、専従する運行に係る責任者は担当課長が当たることになっておりますので、そういった体制づくりというのは町外であろうが、町内であろうが、既に整備をさせていただいておるところでございます。

また、この路線のアピールということにつきましては、バス事業だけではなく、町全体の観光のPRという部分にも十分つながってこようかと思っておりますので、それと合わせてしっかりとPRはしていきたいと思っております。

今現在、民宿等を営んでおられる事業者等も多くあるわけで、そういったところにつきましては、体験メニューを通じた形での利用ができないかということで、観光面での施策としていろいろと内容も検討しております。観光客の皆さんにはホテルに滞在される方もあろうかというように思いますし、1泊だけホテルに泊まって、その後、現在も計画は進めているところでもありますけれども、いろんな体験メニューを通じて町内の民宿に宿泊いただいたり、農家民泊であったりというようなことにもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

採算の人数でございますけれども、コロナの影響も見ておかないといけないということで、万が一この状況が続けばという形で採算も出しているところであります。正式に採算を出しますと、今、バスを新しく導入するわけでもございませぬし、それに係る修繕費等の若干の増加、燃料費等の増加は見込まれると思いますけれども、実際には、現状のものと燃料費、それから休みの日に出ていただくということで人件費の部分が若干増加するかというようには考えているところであります。

今後、コロナの影響がだんだん収束のほうに向かっていくというように考えられます。この10人といいますのは、国の4月現在の状況でございます。現在も刻々と回復の方向には向かっていると考えております。先ほども言いましたけれども、外国からの来訪者というのは少なくなるという状況の中ではあろうかと思っておりますけれども、町長の答弁にもありましたように、国内の身近なところから観光客の増加が見込まれるのではないかなというように思っているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今も答えたところでありますけれども、いろんな想定の下で計算すると10人前後になる可能性もあるということで申し上げたところであります。議員がおっし

やるように、コロナで10人しか乗らへんということでもないのではないかというふうに考えております。コロナ後の国内需要喚起という面でもお客さんが来る可能性がありますし、そういった中でホテルも実際に秋には開業するわけで、その中でスマートフォン等で検索したときに路線でつながってるということで来ていただけるというようなこともあるのではないかと考えております。

いずれにしても、森の京都DMO等とも連携をしながら町内への観光誘致も含めて、町内活性化に向けた観光振興についても取組を進めていきたいというふうに考えておるところでありまして、その1つとしてバス路線も開設させていただきたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今いろいろ質疑が出たんですが、来訪者に対する公共交通機関の利便性の確保というのは重要だというふうに思ってますが、今回のバス路線の開設について、ホテル側からの要請とか依頼とかあったのかどうかお尋ねしておきたいと思います。ホテルの開設に伴いまして、本来ですとマイカーでお越しいただこうというようなことで当初は建設をされたというように聞いております。当然、縦貫道の横でございますし、そこで泊まって奥のほうへということもあったというふうに思うんです。マイカーのお客さんを一番に考えているとか、公共交通機関で来られる方にもといういろいろ考え方があるんですけど、ホテル側の誘客の基本的な考え方、基本的なスタンスはどこにあるのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、ホテルの考え方として、やはり高速道路に面している道の駅に隣接してのホテルでございますので、ホテル側といたしましては、まずは車の利用客というものを考えられているところであります。そうした中でも、先ほどの質問にもあったんですけども、団体客を見込まれているのではなくて、国内に今回15か所の同等のホテルの建設が予定されているわけで、そういったものを巡っていくような形ということで、まずは車の利用の方ということを考えて建設に当たられているということでございます。今回も算出の中でも検討しているんですけども、ホテルの駐車場の台数というものもありまして、それにホテルの稼働率を求めて、車だけではなくて、公共交通機関でお越しになる方もあるというようなことから、ホテル側の要請ではなくて、これにつきましては、本町の1つの観光的な施策の部分も含めまして、検討して提案させていただいてるということでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 本来、公共交通機関を利用して都市部からこちらに見えるということになれば、旅行を計画立てる者としたら、JR京都駅から一番本数も多い嵯峨野線、園部発着のバスを利用してこっちに来るという考え方が大半だというふうに思うんです。それで、若干の時間のずれがあつて、日吉とか胡麻の方面へ来ざるを得んという方については、当然そういう利用もあるかもしれません。

そうした中で、南丹市におきましても、日吉町内を巡回されてる市営バスもあるので、先ほど課長からあったように病院も行かれておりますし、胡麻日吉間も運行してますし、向こうからこっちに逆に来てもらうようなことにもならなかったのかなと思うんですけども、そういったことも南丹市と十分協議をされたのか、そういう検討はされなかったのかどうか。

先ほど課長からもありましたように、縦貫道の横に設置しましたので、マイカーが大半だというふうに思うんですけども、そうすると、従来からありましたように、スマートインターというのが結構重要になってくるかというふうに思います。担当課長はいませんが、その後の進展についてはどのようになっているのかに、お伺いしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京都縦貫道がネクスコに移管されることは皆さん新聞報道等でご案内いただいております。その中で丹波までの4車線化というようなことも計画に上がっております。スマートインターの関係につきましては、要望を行ってきてはいるところでもありますけども、ネクスコ移管ということもありまして、ネクスコ移管後も新たに造るスマートインターが直近のインターチェンジとの距離が近いというようなこともあつて、なかなか芳しい返事といえますか要望活動にはなっておりません。引き続いてネクスコ移管後において、また要望をしていく必要があるかなというふうには考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 利用者の方が公共交通機関で来られる場合、JRでお越しいただいて、園部駅で降りられるというケースが今まで多かったというふうに思いますが、この新規路線を作ることによりまして、僅かにこちらのほうが料金的にもお安くなるのではないかとってはおりますし、直接、町のほうに入ってこれるというようなこともございますので、便利なものになるのではないかなというふうに思っております。

また、JRバスをご利用いただく方につきましては、先ほど申し上げましたけれども、新

須知のバス停でも乗り継ぎができるような形も考えておるところでございまして、そうしたことから利便性も高まるのではないかなと思っております。

南丹市との協議ということでございますけれども、新設に当たりましては、南丹市にもご相談も申し上げまして、実情として今岩田議員からございましたように、南丹市のバスがこちらにというようなこともあったかと思うんですけども、その部分は検討課題には上げておりませんで、利便性も考えてうちのほうが日吉駅まで入らせていただくというような形でお話のほうも持っていかせていただいたところでございます。

ホテルが運営をすればというようなお話もあったんですけども、ホテルのほうとしては一切そういうことも行わないということで、町といたしましても、観光客の方への利便性、観光客だけではないんですけども、新しい路線を作ることによって町民の方も利便性が高まるような路線としたいということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 今、コロナの関係もいろいろと言われてるところでありますけれども、新しい生活様式ということで3密を避けるということも言われております。今回のバスですが、こういうもろもろのことを考えると、何人ぐらい乗車できると考えているのかお聞きしたい。

それから、新しい路線を作るときには、いろんな課題の調整や研究を行っていろんな話合いを経て路線を作ることになると思うんですが、町営バスというのは交通弱者ということで子どもたちとか高齢者ということが基本になっていると思います。今回、病院の経由はありますけれども、主にホテル来訪者と観光ということになっていて、そういう調査なんかも本当にされてきているのか。そういう点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、バスの乗車につきましては、今新しい生活様式ということで3密を避けるということから、あまり多くの方が乗車しないような形が望ましいというように思ってますし、またバスにおいても換気等の実施ということも非常に重要かと思っておりますので、特に教育委員会とも連携をしながら、密になるスクールについては増便をして、人数を分けて3密にならないような対策も講じているところであります。

そうした中で、どのぐらいの率になると3密になるのかということになりますと、今町営バスで一番多く乗れる中型バスで、立ち席を入れて最大61人ということになっております。

できるだけ密にならないような形をとっていくためには、それも新しい生活様式の中には入っておるのかと思うんですけども、乗られる方も時間帯をずらしての乗車ということで、通勤ラッシュを避けるでありますとか時間帯を変えていただいての利用という部分も重要になるのかなと思っておるところで、人数については3分の2程度の乗車ぐらいが望ましいのではないかと考えているところでもあります。しっかり換気を行うことによりまして、感染リスクはかなり下がるというようにも報道もされておりますので、その辺のところもしっかりと行ってまいりたいと思っております。

それから、課題等につきましては、やはり来訪者のみならず、町内の方も利用されるというようなことから、コロナの影響というのが今現在では一番大きな課題かと考えておるところでございますけれども、やはりコロナが収束した以降のことを考えていきますと、こうした町が活性化するような新しい取組も必要ではないかなというように思っているところでもあります。

また、交通弱者対策でありますけれども、町営バスの運行というものも将来的なものを見越していろいろ施策を考えていかななくてはならないなというように思っております。先ほども申し上げましたけれども、町全体の町営バスの在り方という中で、地域の方の協力もいただきながら、カーシェアリングというものも検討をしていかななくてはならないのではないかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 立ち席も含めて61人ということで、3分の2でしたら40人ということになりますが、座席というのは幾らほどあるわけですか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 本町が導入をしております町営バスにつきましては、路線仕様になっております。手元に資料がございませんが、定員で行きますと61人ということになってまして、路線バスという形をとらせていただいておりますので、座席数については約25名程度ではなかったかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

野口君。

○2番（野口正利君） 利用者が少ない場合、見直しもある中で、一方で超高齢化社会が進む中で、地元利用者を含め観光条件と利便性に好感が持てる場合、利用者の増加につながる

思うんですけども、増加したときの対応とかあればお聞かせをいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 増加に対しては、1つは増便という形も考えていかななくてはならないというようなことも考えておりますし、車両につきましては、現在保有をしておりますバスの中での運行を考えておるところでございますけれども、利用者増大の場合には、車両の導入という部分も考えていかななくてはならないと思っております。

また、一方では、その路線だけを民間に委託するという方法もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 野口委員よろしいか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の提案は、道の駅 味夢の里に隣接するホテルの開業に伴い、来訪者等の交通の利便性を図るとして、新規路線の丹波日吉線を新設するものであります。

しかし、京丹波町町営バス運行事業条例では、第1条、目的に、京丹波町民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって公共の福祉の増進を図るため、町営バス運行事業について必要な事項を定めるとしてあります。このことからしても、ホテルの開業に伴う来訪者の交通の利便性を図るため、路線の新設を行うものとしている今回の条例改正は、町営バス運行事業条例の目的から逸脱していると言えるのではないのでしょうか。この間、集客数が減少しているとして、路線の変更や便数が減らされ、利用しづらいバス運行となっています。今、町民にとって、特に交通弱者である高齢者の方々にとって必要なのは、買物や京丹波町病院等に通院するための対策ではないのでしょうか。

また、新設される丹波日吉線は、10月のホテル開業に合わせ、ホテルへの宿泊客を受け入れるとの説明もありました。これが京丹波町にとってどんなメリットがあるのでしょうか。

また、バス運行、平日に加え、宿泊客の多くが土日となれば、乗務員の体制の調整も必要

となります。

また、集客数は、1日26人から46人と見込んでいるとのことでありましたが、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の見通しも見えない中での路線の新設は、採算が合うのか明確ではなく、この時期での路線新設をするべきでないことも指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、今提案されています議案第58号につきまして、反対の立場から討論をいたしたいと思います。

コロナの関係で、当面は採算ベースに乗らない路線ということになっておりますし、今でも町営バス事業は非常に厳しい経営内容であります。コロナワクチンの開発がされてからでもよいわけでございますので、これを延長することと、加えてもう1つ提案としまして、現在、京都舞鶴間の高速バスが運行されてますけども、その停留所を京丹波 味夢の里にもしてもらおうということも提案して、反対討論としたいと思います。

なお、今、篠塚議員から町立病院への影響について質問がありました。常任委員会で私もそのことを質問しましたら、担当課長がお見えになってないので答弁が云々ということで、今もまた同じことです。これでは危機管理がされてるのか、非常に疑問に思うことも指摘して反対討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第59号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第59号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

議案第59号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回の改正の中に連結納税制度の見直しの内容がありますが、本町でこの見直しに関わって対象となる企業というのは何社あるのか。何号とそれぞれあるわけがございますけども、適用になるのは何社かとい

うのお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 連結納税制度に関して、当町にただいま連結納税制度で納税いただいている業者につきましては6社ございます。

詳細につきましては、各号法人から言いますと、3号法人が2社、5号法人が1社、7号法人が2社、9号法人が1社でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

議案第60号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

議案第61号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回の改正は、通知カードの廃止による条例の改正ということなのですが、これまで何枚発行されているのかということと、今持っておられるカードの扱いはどうなるのかということ併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず、通知カードの廃止によって、通知カードがどういう扱いになるかというところから答弁をさせていただきますと、現在お持ちの通知カードの内容、記載事項に変更がなければ、そのまま個人番号の番号を証明する書類となります。ただし、身分証明にはなりません。番号を証明する書類になるということです。なお、氏名、住所等の記載事項が変更になった場合は、その番号通知カードは効力がなくなるということでございます。

通知カードのこれまでの発行枚数ですけれども、平成27年度に制度化されまして、当初、町民の方々の人口分、1万5,309枚送付をさせてもらってます。以降、出生ですとか外国からの転入によって住民登録された方に対して、新たに交付をしてきております。逆に、死亡されたり転出された方については、その数から減ってきておりますので、今これだけだということは正確には申し上げられませんが、参考までに答弁申し上げますと、5月末の住民基本台帳人口は1万3,758人です。この方が通知カードを持っているか、または写真入りの個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを持ってるかどちらかになると思います。今、有効な写真入りの個人番号カードを、1,445枚町民の方が持っておられます。差し引きますと1万2,313になりますが、これは全て個人番号通知カードの方であるとはちょっと言いがたいんです。というのは、個人番号制度が始まって写真入りのマイナンバーカードの交付を受けた方で、未成年の方は有効期限が5年になっております。ですから、そのまま失効して交付手続をされてない方も若干いらっしゃるかもしれませんので、そのあたりの誤差があるかもしれませんが、今申し上げたように、通知カードをお持ちになつての方は1万2,000人余りではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

議案第62号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

開会より1時間20分を経過しておりますので、暫時休憩とします。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第9、議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 1点だけお尋ねします。

概要版の20ページにあります水道料金の最適化に関する検討として、見直しが2回とされております。水道料金が府内でも高額な京丹波町であります。具体的に2回も見直しということは、今後どのような見直しを検討されるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 水道料金の見直しにつきましては、今後の施設の統廃合計画等を勘案いたしまして、給水人口の減少もありますので、どのような料金体系にすると円滑な水道事業が持続可能で続けることができるか。そういうことを検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

2回としておりますけれども、この時期については計画ですので、その都度それぞれ関係の者と検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 先ほども言いましたように、高額になっておりますので、また上がるとかそういうような懸念もされるのかどうか、その点だけお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議員ご指摘のとおり、本町の水道料金につきましては、京都府下の中でも最も高い水準にございますので、できるだけその水準を維持できるように、今後の更新については真摯に検討していきたいと思っておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 1点だけお聞きしておきます。

昨日でしたか、どこかで水道管が破裂して大変なことになって、その水道管は、多分、平成8年に埋設されたものだということでしたけども、京丹波町の主力になる管で平成8年以前に施工したものはあるのかないのかお聞きをしておきます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案書の22ページに管路の布設年度別の管路延長という図示をしておるわけですが、基幹管路等につきましても、この表ではちょっと分かりづらいと思いますけれども、当然その中に含まれているというふうに思います。

昨日ですか。

（村山議員発言あり）

○上下水道課長（山内善博君） 基幹管路につきましては、導水管、送水管となりますので、約70キロメートル程度になってると思います。

（村山議員発言あり）

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 39ページです。取組方針の基本方針という中の2、目標の設定の中で、持続で健全かつ適正な事業運営が可能な事業経営という中で、3段目に水道施設は改築・更新するために約400億円を再投資することが想定されていますという記載があるんですが、どれぐらいのスパンでこの再投資が想定されているのかということが1点です。

それから、43ページの施設体系の中に、給水人口や給水量の減少に対して健全かつ安定した事業運営が可能な水道ということで、給水収益の減少という中でその取組としては水道料金の最適化に関する検討ということで、先ほど森田議員からありましたように、水道料金の料金体系等も検討するということでもあります。いろんな中の今回のビジョンでしていただいたら、京都府でも一番高いということなので、京都府並みぐらいには無理かもしれませんが、引下げはしてほしいなと思うんですが、どう見てもこの資料の中では引上げとしか考えられないという状況であります。実際、引上げを前提にした検討を行うのかということをもう一度お聞きをいたしておきます。

また、新たな財源の確保ということで、その内容が61ページに出ているわけですが、交付金の有効活用とその他補助金の情報収集ということで、簡易水道の場合はいろんな交付金とか補助金がありました、上水道になりまして、公営企業会計になりまして、どのような交付金とか補助金を考えておられるのかということについてお願いします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） まず、再投資計画でございますが、400億円というふうな数字が出ております。これにつきましては、管路の更新に概算として241億円かかるというふうに見込まれております。それから、資産の現在価値は、建築・土木・機械・電気計装等のことでございますが、取得額につきましては約118億円で取得をしております。現在の価値に換算しますと、総資産額が159億円程度になります。管路と施設の部分を足して400億円というふうに試算をしているわけでございますが、今後の更新計画につきましては、施設の廃止並びに統合について検討していきたいというふうに思っています。ただ、現在、直ちにこの施設について改修するということにはなっておりません。耐用年数がまだありますので、更新につきましては、ここ10年以上先のことになるというふうに思います。1期、2期、3期、4期ということで耐用年数が来た施設につきまして、順次、廃止並びに統合をして、現在ある施設のダウンサイジングを進めまして、投資額を抑えていくということになるかと思っております。

水道料金につきましては、過去に投資をした金額、さらに今後投資をする額により算定をされると理解をしているところでございますが、計画について適切にダウンサイジング、スペックダウンを進めていきたいというふうに思っております。というのは、当然、給水人口が減りますので、配水する量も減ってくるということになりますので、その量を見越した施設のサイズを廃止・統合ということで検討しておるところでございます。

そういうことで、投資額を減少することにより、水道料金については今後できるだけ上げないというふうに考えておるわけでございますが、先ほど来、篠塚議員ご指摘のように、京都府の他の市町の水道料金を調べたんですけれども、過去10年間の間に水道料金の値上げをされた市町は15市町ございます。また、今年3月の定例会で水道料金を3割ほど値上げをされた市もあるというふうに承知をしておるところで、京都府全体の水道料金の平均額については、過去10年で若干上昇しているのではないかと考えておるところです。

京丹波町におきましては、この水準をこれ以上高くないように守っていきたいというふうに私としては考えておるところでございます。

新たな財源につきましては、現在、補助金として国が認めておりますのが管路の強靱化に係る工事については4分の1の補助率で補助金を受けております。今後考えられるのは、水道グランドデザインで官民連携ですとか広域化、このような事業を考えておりますので、広域化に係る事業については幾ばくかの補助金がつくのではないかなと考えておるところでございます。

以上です。

(音声なし)

○上下水道課長（山内善博君） それぞれ施設によって法定耐用年数、それから目標年数ということで定めておりますけれども、本町の更新につきましては、法定耐用年数の約1.5倍から2倍ということで試算しておるところでございます。

管路については80年もたず。それから建築については75年、土木については90年、機械・電気計装については約30年間もつということで計算しておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） それぞれ、管路・施設・機械施設等、別々に報告してもらったので、70年、90年、30年とかありまして、平均したらどれぐらいになるのかなと思うんですが、70年にしても、大体平均7億円ぐらいの更新の再投資が出てくるのではないかなと思うんですが、実際今の経営状況で7億円再投資することができるのかなという心配はあります。この水道ビジョンの期間は10年間ですが、その間に再投資をする金額は幾らと想定していますか。それが分かればお答え願いたいと思います。

それから、水道料金であります、34ページにアンケートが出ておまして、京丹波町の水道料金は高いと思いますかということで、安いという人も1%あるんですね。そういう考え方もあるんだなと思うんですが、やや高め、高いという人が70%を占めてますので、やっぱりこういう状況ですと、何らかの合理化とか経費節減して下げるという努力は必要だと。そういうことがこのビジョンに入ってこなかったら、何のためにアンケートしたのか分からんというふうに思いますので、このアンケートについてどのように捉えておられるのか。町長にお聞きをします。その2点お願いします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 施設の更新につきましては、それぞれの耐用年数が違いますので、目標に定めておるわけでございますが、篠塚議員おっしゃるように、工事費用につきましては、年間6億円から7億円かかるという試算になりますけれども、ダウンサイジングについては計算の中に入ってませんので、廃止をしたらこの金額については少なくなっていくのではないかなというふうに思っています。施設の更新につきましては、当然、財政とも検討していく必要がありますし、緊急性、それから普及といいますか、管路については、実際に476キロメートル町内に布設しているわけですが、管路全て更新するに当たっては、今の工事の状況でいきますと、約130年かかるのではないかとされています。

そういうことも含めて、それぞれ緊急性を持った更新について、予算の範囲内で行っていくということになるかと考えております。

管理の方法につきましては、計装等については事後保全、壊れたら直すというような機械があったり、それから電気でしたら時間計画、法定耐用年数が来たらそろそろ傷むから直すかなというようなこと。それから状態監視を進めておりました、それぞれ直さないといけないなというような3つの観点で監視を進めておりますので、それぞれその時々予算の範囲内で適切な更新計画を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 水道料金につきましては、安いとか高いとかいうアンケートもとっているわけでありましても、安い高いというのは非常に主観的な判断が入ってくるので、ペットボトル500ミリリットルの水に120円を出される場合もあるわけでありまして、京丹波町としては、水道料金、現実として他市町村と比べますと非常に高い金額になっておることは事実でございます。非常に谷沿いに管路をはわせて、それぞれの集落に安全な水を届けてるということでありまして、また、簡易水道等も含めて統合したということで非常に高くなっております。京都府の南部でありましたら、平地のところにも共同で水道事業が運営されてるといふようなこともありまして、そういう格差は出てくるのかなというふうに思っております。今後につきましても、安全な水をしっかりとお届けするというのを念頭に置きまして、価格の設定につきましても、可能な限り努力は続けてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） すみません。答弁漏れがございました。

この事業計画10年の間に更新することになりますが、これにつきましては、現在、管路の強靱化を計画しております。施設についてはまだ耐用年数がありますので、この計画においては含まれておりません。管路の強靱化については補助金が適用されますので、補助金を受けて実施をしておるところです。

以上です。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 管路でございますので、年間大体2億円ぐらいの予算化をしていただいて実施をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 管路は計画的に交付金、補助金を使って更新していく、再投資をしていくということですが、施設とか、機械とか、ポンプとか、その辺のものについては傷んだら直す。耐用年数が来たら換えるというのはできるのかどうかと思ってるんですが、ビジョンですので、傷んだら換えるというのでは水の安定した供給ができませんので、やっぱりある程度耐用年数等々を考慮して、摩耗度も考慮して、順次計画的に換えていくというような実施計画をやってほしいということは要望しておきます。

水道料金につきましては、町長からも答弁をもらいましたが、やはり移住定住を進めていこうとすると、この水道料金、下水道もそうですが、公共料金が高いということがネックになると思うんです。私もあるところで家を探している人に出会いまして話をしてみました、京丹波町は住みよいですかと聞かれまして、住みよいですということは即座に言えませんでした。何でかという、水道料金・下水道料金の公共料金が高いですから、住みやすい町とは言えないということで、その辺もあとは説明しましたが、結局その方はその家に転居されましたけども、そういうことで移住定住を進める、また、町民の生活を守るということから考えましても、やっぱり何とか水道料金を引き下げようような努力を今後お願いしたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 今、管路とかいろいろ更新については、篠塚議員のほうから質問があったところであります。47ページの中ほどに、本町は、亀岡市と南丹市の2市1町で構成される中部圏域に属しており、圏域内で可能な広域連携を実施しながら、他の圏域内の事業者との広域連携と合わせて地域の実情を踏まえた広域化も検討していますということですが、他の圏域の事業者との広域連携ということについてお聞きをしたい。

それから、官民連携であります、コンセッション方式と言われておりますけれども、これは自治体と民間との関係について分かるように説明をいただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 京都府水道事業広域的連携等推進協議会につきましては、令和2年1月に第1回の幹事会が開催されたところでございまして、まだ緒に就いたばかりというふうに認識をしております。

広域化につきましては、いろんなことが検討されるわけですが、スケールメリットがあるものについては、広域化の中で中部圏域にとどまらず、京都府全体で検討されるの

ではないかと思っております。

具体的に申し上げますと、今後につきましては、50年、100年先を見越しますと、水道事業については、これから進んでいきますAI（人工知能）、それからIoT（モノのインターネット）、こういうものについて事業の展開が進んでいくのではないかというふうに言われています。ビッグデータを持ちまして漏水の管理につきましては機械で管理する。現在、漏水の調査については、熟練した方が耳で音を聞いて漏水箇所を特定するというようなことをされておりますけれども、こういうことにつきましても、IoT、AIが進んできてシステムが構築される。これはもう単体の自治体でするよりも、広域的にシステムを導入したほうが有効であろうと、そういうことが今後検討されるのではないかというふうに思っております。

もう1点、コンセッション方式でございますが、これにつきましては、官民連携の1つの方式で、自治体が施設の所有権を与えずに民間事業者インフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 官民連携は権利だけを民間に付与するということでありましたが、権利を売るということなのか。その見返りが町に入ってくるということなのかお聞きをしたい。

それから、先ほどダウンサイジングということで、統廃合を時々考えて経費の削減を図っていくということでありましたが、統廃合することによって、新たな施設の整備ということも上がってくるわけであって、全体的にはそういうことも考えて、なおそういう方式のほうが経費削減になっていくのか。新たな投資についてまた増えてくるのではないかと思いますけれども、そのあたりはどのように検討されているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） コンセッション方式でございますが、運営権を売却するという方法もあるというふうには思っております。水道事業について、コンセッション方式を採用されている事例はまだ一例もございません。平成30年に水道法が改正されて、現在、宮城県とかいろんなところで検討されておるといふふうに思いますけれども、そういう先進事例につきましては、今後、広域化の圏域の協議会の中で事例として示されるのではないかと考えておるところでございます。

それから、施設整備でございますが、統廃合でございますので、試算ですけれども、大体

5 2 億円ぐらい削減効果があるのではないかというふうな提案がございましたので、できるだけそれに沿って今後の投資額を削減の方向で考えてまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○1 2 番（山田 均君） 4 8 ページに関わってお尋ねしておきたいと思うんですけども、施策の展開ということで、京都水道グランドデザインにおける圏域区分というのがそれぞれ南部、中部、北部とあって、水道広域化のイメージというのがございまして、一番下段に水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態と関係図ということがあります。それを見てみますと、初めに、それぞれ経営とか、計画とか、管理とか、営業とか、設計、維持管理というのがありまして、個別委託から第三者委託、D B O、P F I、今ありましたコンセッション、そして完全民営化という図があるんですが、その下に水道事業における官民連携に関する手引きということで、厚生労働省健康局水道課が出しているということになっています。このビジョンの大きな目的としては、こういう方向に進んでいくということで示されているものなのかどうか、1 点伺っておきたいと思います。最終的にはそういう完全民営化を目指すんだという、厚生労働省が示している図ですけども、本町としてもこういう考え方で進めていくということなのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 申されました水道事業に係る官民連携に関する手引きは、5 0 0 ページにわたる非常に膨大な手引きでして、その中では、水道が民営化するメリット、デメリットもしっかり明記をされておるところでございまして。こういう山間部の市町において、導入するのが良いのか悪いのかそういうことも含めて、今後、広域化の中でしっかり議論を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○1 2 番（山田 均君） 今回のビジョン、5 0 年先と言われておりまして、当面1 0 年の計画ということになっておるわけでございます。国は、将来的には完全民営化の方向に進めていこうということを手引きの中で示しておるということだと思っておりますけども、町長自身は、国が示す民営化の方向について、どういう見解を持っておられるのか。先ほど安定供給ということもございましたし、今回コロナの問題でも、日本の場合は水の水質の問題で広がらなかったということもあると言われておるわけですけども、水というのは生活していく上で一番基本になると思いますし、特にこの生活用水の安定供給というのは、食と健康に関わる極めて大事なことだと思います。こういう山間へき地でございますので、町として公共の立場で

住民に給水をするという責任をしっかりとっていくんだということなのかどうか、町長に見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この48ページの下に示されております水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態との関係図でありますけども、これは必ずしも厚生労働省がこういった形で完全民営化を進めなさいという意味合いで出されているというふうには私は理解しておりません。民間連携の形でステップごとにやるとこういう形になるのではないかということが単に示されたものだと考えておるところであります。

この山間地であります京丹波町におきまして、こういう完全民営化とかコンセッションなんかには業者が果たして参入してくれるかどうかというものもあります。海外では、一旦民営化されたものがまた元に戻ったという事例もあることも承知をしております。特に民営化という形で進めた場合に心配になってくるのが、やはり民間企業というのは採算ベースですので、採算が合わなかったときにどういうことになるかという問題がありますし、今は町の職員で、全てではないですけどある程度技術を持った職員がおりますが、そういった技術継承が全く途絶えてしまうという心配もあります。そういうことも含めて、50年といいますと色々な問題があるわけで、京丹波町の水道を、安全な水を隅々まで届けていくということにしますと、やはりそれ相応のコストもかかるわけであります。50年というスパンで考えますと、スマートシティとかいろんな考え方も出てくるかと思えます。当面はもちろん研究はしてまいりますし、民営化も含めた検討はしてまいりますけども、先ほど言いましたように、安全な水を町内各地に供給していくということを中心に、またコストにつきましても非常に難しい課題ではありますけども、できるだけ下げられるような努力ができないかというようなことでやっていきたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 特に京都府が示します京都府水道グランドデザインにおける圏域区分というのがありまして、中部圏域に亀岡市、南丹市、京丹波町ということになっておりますけども、川の水系から言いますと、京丹波町は分水嶺になっておりまして、結局、由良川水系を行くわけでございます。南丹市の場合は淀川ということになって、八木地域と一部亀岡と水道の施設をつないでおるということもあるようでございます。広域的な取組をしていく場合、本町の場合であれば、福知山市のほうが川の流域から言っても流れていくわけで、そういうことを考えますと、非常に圏域として水だけを考えればいかなものかと思うんですけども、この辺についてどういう考えを持っておられるのか。行政区域なので、水の流れ

は関係ないということなのか。管そのものを広域でやろうと思えば非常に莫大な費用が要るということもありますし、本来、水は高いところから低いところに流れるわけですので、それを逆にしようとするれば、大きい投資をしてポンプアップしなければならないということも起こるわけでございます。そういうことも含めて、このグランドデザインにおける圏域の中での協議というのは、基本的にはどういうことをやろうとされているのか。事務的な共同化をやろうということだけなのか。将来的には水そのものも融通し合うということも考えの中にあるのかどうかを含めて伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京都府のグランドデザインで京都は3つに分かれて、南部と北部と中部ということで南丹の2市1町がそのブロックになっているというのは事実でございます。議員ご指摘のとおり、京丹波町は分水嶺にあるわけで、水はこの上からは来ないわけでありますので、そういう意味でも、非常に水道のコストがかかるということもご理解をいただけるのではないかとこのように思いますし、そういう意味で、水自体を連携するということはなかなか難しい部分があるかと思えます。南丹市と亀岡市で一部共同化の話が出てますし、京丹波町でも美山町の大野あたりと和知あたりは比較的近いところにあるので、そういった融通はできる可能性はあります。ただ、このデザイン自体は、水を取って水を融通し合うということだけを広域化として捉えてるわけでありませんで、水の運営に関して検査でありましたり、水道事業を運営していく上でのいろんなノウハウ等がありますので、そういったことも含めて連携をしていくということで現在は検討をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） ただいま提案されております議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定について、反対の立場から討論を行います。

提案理由では、将来にわたり安定的に水道事業を継続するため、令和2年度から令和11年度までの計画を定めるものとしております。

そして、計画策定の趣旨として、本町は、合併前から営まれてきた丹波町・瑞穂町水道事業と和知簡易水道事業を引き継ぎ、簡易水道統合事業により安心で安全な水道水の供給に努

めてきたとしています。平成29年4月からは、計画給水人口2万3,280人、計画給水量1日当たり1万6,158トンの給水規模で運営し、これまでの簡易水道事業における経営とは異なり、公営企業法に基づく独立採算を原則とした事業経営としております。

また、安定給水の確保や水質管理、水道施設の維持、改築更新等が求められる一方、人口減少や節水機器の普及等により水需要が見込めないため、今後の水道事業を取り巻く環境は厳しくなることが予想されるとしております。

このような状況の中、安定的、効率的な事業を持続していくために、厚生労働省から公表された新水道ビジョンに基づき、今後の水道事業の進むべき方向を示し、経営基盤の強化に向け、京丹波町水道事業ビジョンを作成したとあります。

本町のこのビジョンの中に施策として、令和11年度に向け広域連携や官民連携を掲げており、次のように述べています。厚生労働省は、人口減少や施設の老朽化等の様々な課題を抱えた事業者が単独では解決が困難な課題において、広域連携や広域化によって解決を目指す必要があることを示しています。

また、京都府の水道行政は、将来にわたる安心安全な水道水の供給体制を築くために、府内全域の水道事業の方向性を示すものとして、2018年11月に京都水道グランドデザインを策定しております。そして、この京都水道グランドデザインに基づいて、府内の南部・中部・北部の圏域ごとに京都府水道事業広域的連携等推進協議会が令和元年10月に設置されており、水道事業の基盤強化を図るために必要な協議が行われているところであります。

先ほどからもありますように、本町は、亀岡市と南丹市の2市1町で構成される中部圏域に属しており、圏域内で可能な広域連携を実施しながら、他の圏域内の事業者との広域連携と併せて地域の実情を踏まえた広域化も検討しておりますとしております。そして、官民連携も中長期的な視点に立ち、広域化、広域連携に係る状況と足並みを揃えつつ検討を進めていきますとしております。

政府は、2018年12月に水道施設に関する老朽管の更新や耐震化対策等を推進するため、水道事業の運営権を民間に売却できる仕組み、コンセッション方式の導入などを盛り込んだ水道法改正を行いました。これを受けて京都では、京都府主導で京都府水道事業広域的連携推進協議会が立ち上げられ、その具体化を市町村に誘導しております。

しかし、水道法は、憲法25条を具体化したもので、全国どこでも安全で安定的な水を得る権利を保障するため、原則市町村が運営することになっております。水道事業運営する地方公営企業に利潤はなく、黒字は全て将来の水道事業に使われます。住民の財産である水道で利潤を上げることを認める水道民営化は憲法違反と言えます。

また、広域化も地方議会の関与が限られ、住民の声が届きにくくなる仕組みであります。必要な水道事業は、地方公共団体が地域の自然的・社会的条件に応じて計画的に整備を行い、供給事業をやらなければいけないとしており、地域の水状況をよく知っている自治体が供給するのが自治体の役割であります。

国は、地方自治体などの水道の供給事業者に必要な技術的、あるいは財政的な援助を行うことと水道法は定めております。水道事業は、地域の自然状況を踏まえて、地方自治体がしっかり具体化する。これに対して、国は、技術的財政面でしっかり支援をするというのが水道事業の考え方であります。国民の命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじみません。

民営化では技術職員が減っていくとか、安全な水を町内に供給するという町長の答弁もありましたけれども、住民の命と生活に欠かせない水道事業は民営化にはなじみません。

今回の京丹波町水道事業ビジョンは、そういう広域化や官民連携の方向性が目標になっていることを指摘をして、このビジョンの策定には反対することを表明いたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○8番（西山芳明君） 議席番号8番の西山芳明であります。ただいま上程となっております議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

人口減少に伴う水需要の漸減や配管施設等の老朽化等による補修など課題山積の中で、やはり水というのはライフラインの要であり、命をつなぐ最も重要なものであると考えます。

今般の気象条件の激変による干ばつによる水不足や豪雨災害、地震災害時等に対応できる強靱な配水管整備など多くの課題を前提として、長期的かつ計画的な水道ビジョンの策定は喫緊の課題であります。計画的な施設改修、危機管理、業務の効率化などによる健全かつ継続可能な事業経営など、今後の住民に対する安心安全な水の安定供給を行うためのビジョンが示されており賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

議案第63号 京丹波町水道事業ビジョンの策定についてを、原案のとおり決することに

賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）  
について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三質問したいと思います。

まず、この契約で、町が考えてました林業振興に基づく町内産木材の活用ということはこの  
れで終わるのではないかと思います。

改めて新庁舎の木材調達、それから今回のこども園の木材調達、この合計で契約相手の京  
丹波木材供給共同企業体への支払総額は幾らぐらいになるのかということ。

2点目は、そのための伐採、搬出費用というのが森林組合等に払われたと思うんですが、  
その合計はどれぐらいになるのか。これは相当な額になると思うんですが、本当に林業振興  
に成果が出る具体的な例を挙げてほしいと思います。

4点目は、今後間伐した山の育林について、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等が本当に60  
年とか100年の間維持可能なのかどうかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 最初の質問で、支払総額につきましては、新庁舎とこども  
園と合わせて3億円になるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 植林をしたものが今後どのように維持できるのかというご質問でござ  
います。基本的には、町有林も含めて伐期を迎えておりますので、サイクルといたしまして  
は、伐採をして、また植えて育てていく循環型のものが基本になりますけれども、伐期をし

た後については、後の経営が成り立つもの、いわゆる材として価値のあるところを、これまでと同じように全て植えるということではなしに、取捨選択をして、これから先も経営が成り立つようなところを選択をしながら植林をしていくことが必要というふうに思っております。そういうことも念頭に置きながら、植栽をしたものについては、先ほど申しましたサイクルの中で維持をして、また適齢期のときには、材として再活用をしていくということをしていかなければならないと思っておりますのでございます。

それから、新庁舎と認定こども園に係ります森林組合にどれぐらいの経費として支出したかという部分について、それだけ抜き出した資料としては今持ち合わせておりませんが、年度年度で町有林の伐採にかかった費用ということでご報告させていただきたいと思っております。まず、直近では、支出の部分で運搬、伐採等の費用についてかかりましたものが令和元年度で約7,100万円でございます。これは面積にいたしまして、西河内なり鐘打で約10ヘクタールを伐採したものであるということになっております。樹齢としましては48年から80年までの部分が含まれているということになっております。

平成30年度では、かかった費用といたしまして約2,800万円、これは安栖里の鐘打で4.3ヘクタール、約63年物の杉がほとんどということになっております。

平成29年では、費用が1,800万円かかっておりますが、これも鐘打の2.5ヘクタールほどの伐採をした経費ということになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 従来より申し上げてきたところではございますが、今まで木材調達の事業を推進する上で、町内業者のJV、構成員、それぞれが単体で原木の調達から製材まで一連的な流れを一手に担うという業務もありますし、また、町内の業者として限界がある部分につきましては、協力会社でありますとか町内の業者と連携を図って、製材に対して施工順序とか運搬順序に合わせたスケジュールの管理、納材、検査、製材管理などの全体的な調整でありますとかコーディネートを行うことのノウハウが蓄積されてきたものと理解をしておるところでございます。また、今後、こういったノウハウを生かしていただきまして、新庁舎やこども園の整備が終了した後も、町内の木材を利用して、森林組合と連携をしていただく中で、生かしていただけるものと解釈しておりまして、今までの木材に対する業者の取組方といったものも業者にとりまして励みになってきたものではないかなというふうに自負しているところでございます。

こういった大きな事業は今後想定はされないわけではございますが、今後におきましても、

町とも連携をさせていただく中で、木材供給事業に取り組んでいただけたらというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 一番初めに聞いた木材調達のことと契約した総額ですけど、3億円よりはもうちょっと多いのではないかと思うんですけど、具体的に新庁舎の分で何ぼ、こども園の分で何ぼというのをお聞きしたいと思います。

伐採費用その他は合計しますと1億2,300万円ほどになりますので、これぐらいの金額だったというような記憶をしております。

それから、費用対効果というんですか。これだけの投資をして効果は、今、総務課長からお聞きしました一般論というか総論で、概念としてはそういうことだと思うんですが、そしてたら、京丹波町の林業家、山を育成しておられる方がそのことで本当に役に立ったというような例というのはないのかどうかをお聞きしたいと思います。

4点目の今後の育林ですけど、おっしゃったとおり、人間でもそうですけど、山にも適材適所があるようでして、私も農林振興課の吉田係長に教えていただいたんですけど、いい木材というのは滋味がいいところではなしに、土地が痩せてるところにできるというように聞いたんです。そういう意味では、和知の鐘打山のほうでも水はけが良くて、土地が肥えてるので、1年に大きくなって大きい年輪になるから、木材の質としてはあまり芳しくない。特に、強度では問題が起きるというようなことを聞きました。

そこで、適材適所ですが、本当に再度育林をしていかなければならないのは、今回伐採したうちの何%ぐらいになるのか。概算で結構ですので、教えていただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） まず、適材適所の考え方ですけれども、議員がおっしゃるようなことも当然あるかというふうに思っております。まず、痩せた土地については、一般的に言われておりますのは、年輪が締まるというようなことで言われています。私が申しました適材適所というのは、木の質を上げるということもありますし、それから木を伐採するための環境、いわゆる路網、出しやすい道とかそういうことがあるかないかというのは検討材料になろうかと思っております。そのことでかなりコストが変わってきますので、搬出しやすい場所、木を育てやすい場所というところが大きな選ぶポイントになろうかというふうに思っております。

これまで3年ほど町有林を皆伐してきまして、さらに再造林は何%かというお問合せですけども、その分については今手元に何%可能かということは言える資料がございませんので、お許しをいただきたいと思っておりますが、特に鐘打なんかは木を実際切ってみると、材木関係者から聞くと、かなりいい材が育っていると言われることが多いということであります。

したがいまして、杉・ヒノキを植えるところに適しているという見方ができますので、大方そういうところは再造林が可能かなというふうに思っております。

ただし、言いましたように、路網とかそういうことも再点検をしながら本当に山のてっぺんまで植えるのがいいのか、路網周辺で終わらせて、本数を減らして大きく植えたほうがいいのかということもあります。その辺も十分考えながら今後の植林については進めていきたいということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、合計額ですけども、新庁舎で1億9,300万円となるところでございます。それから、こども園につきましては、1億839万4,000円、合計で3億139万円になるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） こういった今までの取組が具体的にどういったところに功を奏しておるかというようなご質問かと思えます。先ほどとも重複するかもしれませんが、お世話になった木材に関するJVの業者の方々、それぞれ個々に会社をお持ちでございます。そういったところが結集して今回お世話になったということでございまして、先ほど申しましたように、やはり今までにないノウハウ、全体的な調整でありますとかコーディネート、ハード面に限らず、ソフト的なマネジメント的な部分も成果が発揮できたのではないかというふうに思っております。総論的な話になりますが、個々にはお示しができませんが、そういったところで貢献できたものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今回、新しい工法、今までの集成材に変わる組柱方式を採用されてるわけで、これは全く新しい、日本では多分初めてだと思いますけども、そのことについて、既に問合せとか、引き合わせとか、そういうことがあるのかどうかお聞きをしたいと思いま

す。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今、新庁舎の組柱のご質問でございましたけど、こども園の関係は組柱は使っておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 新庁舎でございますが、組柱の工法というところの問合せ等はないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 村山議員がたくさん質問をされて、私がしたいと思うこととしていただいたんですが、随意契約によって京丹波町産の木を使うということで行われてるわけですが、新庁舎と認定こども園の建築が終わって、その後、京丹波町産の木材を使っていく方向性、どういうふうに使っていくのか。本当だったらそこまで考えてしていただきたい。材料についてはほとんどは町内で、乾燥からプレカットも全部町外に出されております。そういうところから考えますと、本当に町内の企業を育てるということを考えられてるのか。今おっしゃったように、コーディネーターということはそれぞれ育てておりますが、そしたらここにいる建築業者とかそういう方々、木を使って家を建てるのに京丹波町産の資材を提供するということはできるのかというところをちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） まずはいろんな要素があろうかというふうに思いますけれども、今年度からだったと思いますが、京丹波町では、木材の利用促進拡大事業で補助金を出すというものも創設しております。これを作りました背景といいますのは、やっぱり伐期を迎えた木を市場に出して、それを京丹波町の皆さんができるだけ木を使ったもので建築をしていただきたいとか、いろんなところで木材を使ってほしいということで、それをさらに推し進めるために、そういう補助メニューも創設しております。したがって、町内の方については、京丹波町の大きな事業であります庁舎、認定こども園、これが立派な京丹波町産材を使ってできたものということで形に見えるわけですから、それをさらに個々に広げていく取組ということでそういう補助金もして、少しでも促進をするようにやっております。使うほうと、それから山のほうで言いますと、適齢期を迎えたものを適正時期に切って、市場に出して、

その良さを感じ取っていただいて、促進につなげていくということで思っております。

また、新しい取組として、農林振興課では、これまで切った木を市場に出して、それで買う方が自分の思ったものを買っていただくということをやるのが通常ですけれども、ネットを使って京丹波町産材を広くPRしながら、ネットで買っていただくような取組もできないかなということで、今、模索をして取組を進めているところであります。これは、全国的に言うと、まだ少ないというかほとんどありませんけれども、今の時代のネット配信によりまして、そういうものを広めていく。これは買っていただくだけではなくに、京丹波町産をさらに広めるということが大きな目的でやっているということでございます。

いろいろなことで少しずつ京丹波町の材の良さを進めながら、そして森林の町というものを推し進める取組をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、山森参事から説明いただいて、補助金とかそういうことに新しく取り組む、またネットでも取り組むということですが、令和2年2月に山形県の白鷹町というところは、木造による新庁舎と図書館を建てました。そこにはそれぞれ製材業者がおりますけれども、やっぱり乾燥とかそういうことがなかなか難しいということで、2年かかって国と自分たち、それからそこにいる企業の人が出資して製材センターを造って、乾燥と両面削れるとか、私もよく分かりませんが、新しいものを入れて製材センターを造って、そこで自分たち白鷹町の木材を乾燥させて、そして庁舎を建てたということなんです。面積もうちの新庁舎と同じような4,500平米でした。そこは在来工法でやったんですけれども、その製材センターを造ったおかげで町産の山の木を乾燥させて建築業者の方と組んだり、そして新しく町にできる特養も木材で建てるとか、そういう方向で次の段階に行ってるということです。やはり大変でしょうけれども、ここの地内に産業を興す方向性を持って計画を立ててほしかったと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 木材調達の関係で伺っておきたいんですが、委員会でもお聞きしたんですが、フローリング材は県外に発注したということでございました。外壁なり羽柄材は共同企業体で製作という説明だったと思うんですけども、この場合に当然木材の乾燥をしなければならぬんですが、フローリング材の乾燥は県外の発注したところがやったのか。外

壁材や羽柄材を企業体で製作ということであれば、当然その企業体で乾燥機は持っているということでしたのかどうか。また、JAS規格というのは必要ないのかどうかというのを伺っておきたいと思います。

それから、資料5に付けてもらっております単価の調査票の関係なんですが、府内の製材所3社から見積りを取得したということで、近隣の業者ということでございましたが、3社を選定した基準は、ただ単なる近くの業者に頼んだということだけなのか。事業所の実績とか、会社であれば資本金とか、そういうものを踏まえて選定されたかと思うんですけども、どのような選定基準なのかということ。見積りを3回も同じところに依頼したということでございましたが、費用というのは全然要らないものなのか。また、その発注依頼をした責任者は町だと思うんですけども、その点について併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今回の木材調達につきまして、JAS規格かどうかということにつきましては、造作材、羽柄材には構造用製材のように建築基準法に求められるJAS格付品を使用することが法的には義務付けられていないために、当該発注の造作材、羽柄材はJAS規格を求めてないということでございます。

フローリングにつきましては、委員会でも申し上げましたけども、県外のほうに恐らく発注されるというふうに見込んでおりまして、乾燥もそちらでされる。ただ、材については、京丹波町産材を取ってきて製材をするというような流れでございます。

それから、資料5の選定基準に関することでございますけども、3社につきましては、京都府木材組合連合会の正会員の組合員の中から、京都府内産木材あるいは京丹波町産木材の供給できる事業者として選定させていただきました。見積費用については発生をしていないわけでございます。発注の責任は町で発注をさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田均君） 府内の正会員から選定したということでございます。基準というのは何も設けておられないのか。今、府内産の製材を取り扱っておるということもございましたけども、ただ単なるそれぐらいのことで、何か町としての基準というのは何も持っていないと。実績とか、従業員の数とか、そういうようなことは何も選定の基準にはないと。ただ、そういう会員であればいいということなのか。また、木材組合とかの紹介を受けたということではないのかどうかというのを、もう一度伺っておきたいと思います。

それから、木材調達の関係で、先ほど山森参事から皆伐ということが言われました。私も

以前にも申し上げたんですけども、本来、50年、60年の山の木を皆伐して、また植林して、また50年、60年で皆伐するという方式ではなしに、間伐方式で山を育てるということが非常に大事だということも言われておるわけでございますけども、そういうような考え方はないのかどうか。間伐しますと、出された間伐材の利用、また、山の手入れということで続いていくわけです。しかし、皆伐しますと、植林をして、下刈りして、枝打ちしてというようなことで、その作業についても仕事の中身がいろいろ違うわけで、そうすると、やはり収入も50年、60年、費用ばかり要ということになります。間伐であれば、間伐材の利用もできるわけで、一定の収入もあるというように思いますし、循環型ということからしても非常に大事かと思うんですけども、そういうような考え方はないのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 最初の質問ですけれども、3者見積りというのはあくまでも参考見積りでございます。3社を選ぶのは入札ではございませんので、扱う業者がどこがあるか、これはホームページ等で当然見れることもありますし、今回、中大規模の木造建築工事の案件ということで、ゼネコン等の請負業者へも材料供給とか納品が可能であろうという、比較的大きな規模の木材業者に声をかけていって見積書を頂いたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 昔は間伐した材は切り倒し間伐、そのまま捨てておくという方式でしたけれども、今は搬出間伐で間伐した材も利用するというのをやっております。今は町有林も含めて伐期を迎えてるもの、越えたものがありますので、一旦それを皆伐して、その後の植林の仕方をどうするかということかと思っております。今、通常では、1ヘクタール3,000本ぐらいの苗を植えるという形が定番になっておりますけれども、最近では、あまり密林に植えるよりも割と本数を減らして、田んぼで言うと、苗の数を減らして大きく育てるという、山もそういう方向でやるということも増えてきているようにも聞いております。したがって、少なくしていい材を大きく育てる。当然それでも間伐はしなければならぬということですけども、もともと間伐を主にするというのは、今のところは考えていないということでもあります。適正な時期には間伐して間引くという方法は、作業としてはしなければならぬというふうに思っているところであります。

それから、仕事の量でございますけれども、皆伐をした後もやはり何年間下刈り作業も

ありますし、特に和知地域でありますと雪起こしという作業も出てきます。間伐もある程度になったら出てきますので、皆伐をしたからといって仕事の量が減るということよりも、むしろ仕事の量としては、育てていくための作業というのは継続しますので、林業家にとって仕事の量が減るということにはならないというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 皆伐という考え方についてですけども、山を持っておられる方が、国が法律を作ったようになかなか維持管理ができないということもあるわけでございます。やはり以前のように山から収入があって、またそれに投資をしていける、作業もできるということであれば、50年も60年も維持管理をどうするかということになります。もちろん公共の町有林であれば、一定の税金も投入するわけでございますけども、個人であれば、なかなか余力がなければそういう作業を50年、60年続けられないというのは現実だと思いますので、民有林の場合はどうなるんやということになると思うんです。やっぱり民有林の場合には、考え方をしっかり持ってやらなければなりません。今ありましたように作業はあって、一定の面積であればどこかに委託をしなければならなくなると、費用が要るということになるので、やはり現在の状況を考えれば、本当に山の維持管理を、50年も60年もできるのかというのが一番問われると思うんですね。収入があってこそそれに投資ができるということになると思うんですけども、民有林の場合の考え方も今言われたとおりなのか、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） まず、費用の問題につきましては、町全体では、京都府内でも林業整備をしているのは京丹波町だけというふうにお伺いしております。したがって、そういう整備をすることで木材のコストを下げる。また、森林組合も皆伐をしてる中で、技術力、スキルを上げてコストを下げるような作業効率のいいものもやっていただいているということでもあります。

最近では、杉・ヒノキでいくと、伐期が40年から45年というふうに言われておりますけれども、もう少し数を少なく植えて、いい材を育てて、30年ぐらいで切って、サイクルを早くしてはどうかということも、全国的に関係者からはそういうことも提案をされているようなこともありますので、50年、60年待たずに早くして売ることです。ただし、これは、育てる側からしたらそれでいいわけですけども、一方では、京丹波町だけではなくに全国的に、材木を活用するという需要を高めていく、木材利用というものを推進しなけ

ればそのサイクルが生まれてきませんので、そういうことも大事にしていかなければならないというふうに思っております。基本的には、材も植物ですので単年度では大きくなりません。やっぱり一定の年月が必要だということも加味しながら考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 正午が近づいておりますが、このまま会議を継続したいと考えておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 資料2の5ページですけど、木材明細書の中に外壁、下見板張りがあるんですけど、これが四面モルダー加工ということになってますが、四面モルダー加工というのはどういう加工になっているのかということが1点です。

次に、フローリングですが、複合フローリング張りということで4種類上ってますが、それぞれ用途が違うということなんですけど、全て圧密加工というのが施されておりますが、この圧密加工をした場合、平米単価はどれぐらいになるのかということが2点目です。

3点目は、資料2の6ページ、垂木、スギ、無等級、4メートル、45ミリメートルの120ミリメートルということで、1本の単価が2,289円ということになってます。市場価格を調べてみたら、産地は高知県で、2等級以上ということで無等級より上なんかなと思うんですけど、それで、木材単価が本当たり2,200円でした。89円高いだけなので、なかなか良いところ行っと思うんですけども、この契約の場合は、単純にこの部分だけの単価を見た場合、2,289円にさらに諸経費が27%上乘せされますので、2,801円になるわけです。そうすると、約30%近く高いものを買ってるということになるんですけど、高知県産と京丹波町産では違うのかと思うんですけど、京丹波町産がそんなにグレードが高いものでもないと思いますので、この辺の差は何で出ているのかということ进行分析されておりましたらお答え願いたいと思います。

この3点お願いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、四面モルダー加工の意味合いでございますけれども、モルダー加工をすることによって、本来でしたら当然かんがけをして最終的に仕上げるんですけども、いわゆる塗料の浸透性といいますか、塗料ののりが悪くなってしまうということから、今回は、この外壁につきましては、モルダー加工で最終仕上げるということでございます。

圧密加工につきましては、板材を圧密して平米はそのまま板材の平米で変わりませんし、単価も圧密加工をした後の単価を入れているということになります。

また、市場価格のことをございますけども、高知県産の2,200円について、議員のほうで材長とか短辺とかも全部チェックされてるんだと思ってるんですけども、そういったところが一緒であるならば、その金額で間違いはないと思います。ただ、恐らくそこに諸経費というのはかかってない金額だと思うので、そのあたりが差だというふうに認識をするところをございます。

以上です。

(音声なし)

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） モルダー加工というのは一般的に建築材の材面加工の1つで、いわゆる自動かんながけをするようなイメージを持っていただけたらと思います。大工さんがきれいに鏡面加工するのではなしに、自動かんなを使ったようなかんながけ、それで浸透性の塗装仕上げの下地になるというふうなことで、塗料の適度な吸い込みも期待できるということになります。

それから、圧密加工の単価は示させていただいてるとおりをございます。含んだ単価をございます。

(音声なし)

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 普通の板材の単価との比較という形になると思うんですけども、比較はしておりません。申し訳ございませぬ。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 外壁につきましては、新庁舎でも議論がありました。焼杉の使用については検討しなかったのかということですが。

フローリングの圧密加工ですけども、加工しない板だったら最上級のものでも、杉やったら平米4,800円か5,000円までなんですけど、これは1万5,000円から1万7,000円になってますので、かなり圧密することによって上がるのかなと。もともと圧密加工で見積りを取っているから分析ができてないかもしれませんが、これはやっぱり分析しておくべきではないかなというふうに思うんですけど。

それから、資料6ページの市場単価ですけど、私が見ている単価表では、同じサイズで2,

200円というのは税抜きの販売価格なんです。あと消費税を10%上乗せしたら、これで買えるんです。この単価も消費税が抜けているだけの話で、それを販売しているんですから、それに対して何か諸経費がかかるかというたらかかりません。ですから、何で30%近くも金額が上がるのかなということが聞きたかったんです。

それと、資料5の3ページ、単価調査をされておりますが、これは、多分、(その2)と一緒に、設計事務所が調査した単価表ではないかなと思うんですけど、新たに行政のほうで、調査されたのか。設計事務所が調査したものをそのまま使ってるのかということ。

この垂木、A社14万8,000円を採用して、その0.72掛けて、10万8,000円という単価が出てるんですが、この単価自体、既に製品ではないかなというふうに思うんです。これにまだ諸経費をかける必要があるのかという議論が(その2)のところでもあったんですが、最安値取ったA社の設計見積単価がどういう状態の木材なのか。そのことについてお聞きをします。

○議長(梅原好範君) 木南こども未来課長。

○こども未来課長(木南哲也君) まず、焼杉の検討については、10月の全員協議会の中でも議員の方から焼杉はどうなんやというご意見もいただいたところがございます。そんな中で検討は当然していただきました。ただ、実際は、焼杉というのが炭化層でもって耐用性を図るということになりまして、子どもの施設ですので壁等を触る、また炭化層が落ちてしまうということもありますし、それから意匠性の問題、塗料によって黒っぽい焼杉よりもちょっと明るいめの建物にしたいという意匠性もあるところでございます。

2つ目に圧密加工のことでございますけども、今回の設計で京丹波町産の杉を採用していて、杉材というのが床材として使用するにはやわらかく傷が付きやすいために、熱を加えながらローラーで材料を圧縮する、圧密加工をするという作業がございます。堅く傷が付きにくいフローリング材へと加工するというところで、単価も上がるということとご理解をいただきたいと思います。

それから、設計会社と今回の見積りの関係でございますけども、資料5に3社からの見積りをお示しさせていただいてるとおりなんですけども、この見積りというのは3社から1社を選んで契約するという作業ではございません。あくまでも参考見積りでございますので、設計業者とも協議をする中で、またホームページ等を確認する中で参考見積りをとるのにふさわしい業者を選んでいくという作業で、町が種々の中で徴取をするということとございます。もちろん以前にもご説明しましたが、見積書の中身につきましては、うのみにせずしっかりチェックもしているところでございます。

最後に、諸経費の考え方をおっしゃってると思ってるんですけども、当然ここでお示ししている単価は諸経費が乗ってないわけですけども、例えば準備に要する部分、運搬経費、倉庫の経費などが必要であることから、諸経費という形でこの木材調達は計上しているところでございます。

以上です。

(音声なし)

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 1つ目の圧密加工につきましては、圧密加工をした材としての見積りしか取っておりません。

2つ目に、単価の2,200円がはっきり私も分からないので、その分析はやっぱりできないわけでございますけども、考えていますのは、いわゆる一般的な我々も含めて購入する側の金額がまずは2,200円であったり、こども園の場合でしたら2,289円だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 外壁の下見板張りですけども、その張る方法は南京下見とドイツ下見、いろいろあるようですけど、この工法によって多分調達する材が違うと思うんですけど、どういう工法で張る予定なのか。それを聞いておきます。

フローリングの圧密加工は、こうやって設計を組んでる以上、どれぐらいこれがかかるのかということは分析をしないともらわんとあかんと思います。加工しない板よりは1万円ほど高いので、多分、圧密加工が平米当たり1万円ぐらいするのかなというふうに思っております。

それから、単価の見積書ですけど、もう既に消費税を付けたら買える金額より27%高いという、この辺の分析はやっぱりやっというもらわんとあかんのと違うのかなと思うんです。やっぱり大手の木材業者から見積り取ったらやっぱり安いですし、それで諸経費をかけてるということになるのか。加工するのに、運搬するのに、諸経費かかるというのはちょっとそれは筋違いだというふうに思うんです。ですから、高い理由を明確にしてほしいと思います。

それと、これも答えてもらってないんですけど、単価調査した木材がどういう状況の木材なのかということが、これは答えてもらってませんので、垂木の場合は何の加工もなしなので、どういう状態の木を見積りしたのかということをはっきりしてほしいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 外壁の張り方につきまして、名称をちょっと失念しておりますのと、今資料を持っておりませんが、板材を下から少しずつ重ねた形で外壁を張り付けていきます。合わせがございませぬ。その方式名を失念しておりますて申し訳ございませぬ。

それから、フローリングについて、通常が4,000円から5,000円ぐらいの値ですけども、そこに圧密加工というのがプラス1万円ほどなのかという議員のご推測でございませぬ。またそのあたりは今もおっしゃっていただいたように確認をしてまいりたいと思ひます。

それから、垂木の関係でございませぬけども、最終的な見積額の10万6,000円につきましては、山で材を得て、それからいろいろな工程を経て、最終的に工場のほうで製材をした後の供給できる形での単価が10万6,000円とご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されています議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）について、反対の立場から討論を行います。

提案されている議案の契約方法は、京丹波木材供給共同企業体との随意契約で、契約金額は3,421万円で、契約期間は令和3年3月31日までとなっています。

京丹波木材供給共同企業体とこれまで行った木材調達の随意契約は、新庁舎の整備事業での木材調達は3件です。平成30年10月24日第3回臨時会、令和元年6月4日第2回定例会、令和元年12月18日第4回定例会の3件で、総額は先ほど答弁がありました1億9,300万円、随意契約をした金額であります。

認定こども園整備事業でも、木材調達を新庁舎建設事業と同じ京丹波木材供給共同企業体と随意契約を行ってきました。令和元年12月定例会では（その1）として1,203万4,000円、令和2年4月22日の第1回臨時会では（その2）として6,215万円、今回は（その3）として3,421万円の随意契約が提案をされています。（その1）から（その3）の合計額は1億839万4,000円となります。新庁舎整備事業と認定こども園整備事業で、木材供給共同企業体との随意契約金額は、合わせると先ほどもありましたように3億139万4,000円、3億円を超える額になります。

新庁舎建設と認定こども園建設の木材調達を随意契約で行う相手方は、町内の2業者と亀岡の1業者の3業者です。これでは明らかに一部の業者に利便を図っていることになっていきます。町長の公約である町行政の公正化に大きく反しています。公共事業は、一般競争入札を原則とすべきです。

私たちは、認定こども園事業で町内産木材を使用した建設を否定するものではありません。令和2年度当初予算の資料を見ると、京丹波町財政見通しの令和6年度の財政調整基金は3億8,400万3,000円となっています。平成28年度や平成30年度に起きたような大きな災害、今起きております新型コロナウイルス感染症、これも、第2波、第3波が心配されています。新たな感染症もいつ起きるか分からないと言われていています。非常時に対応するために必要な貯金である財政調整基金が不十分であることは明らかです。町民の医療や福祉、暮らしを守ることが地方自治体の責務です。そのためには、必要な基金を確保していくことは当然必要です。こうした見通しを持った行財政運営を行う責任が町長にはあります。ですから、町長には、大きな権限と権力が与えられているのです。

新庁舎建設でも指摘しましたが、骨組みは鉄骨などを使用し、内部は町内産木材をしっかりと使用するなどして、事業費は必要最小限度として、後世に大きな負担を残さないことを基本に将来見通しを持って認定こども園整備事業を実施すべきです。

新庁舎建設事業でも、認定こども園整備事業でも、町内の山林が50年、60年の伐期を迎え、その活用が迫られているとして、町内産木材の利用を大きな目的にして随意契約が行われていますが、町行政が基本とすべき公正公平な行政姿勢をしっかりと貫くべきです。公共事業は一般競争入札を基本とすべきです。これが公約を守り、町民の信頼を得る道だと考えます。町長のとるべき姿勢であり立場だと思います。これでは町民の行政不信を一層広げることになりかねません。しかも3年間で3億円を超える公金を町内2業者、本社は亀岡で本町に事業所の一部があることで町内業者として認め、3事業者の共同企業体と随意契約をする行政姿勢は、行政の基本とすべき公正公平からも、町民目線からも大きくかけ離れていることを厳しく指摘するものです。

令和2年4月の第1回臨時会でも申し上げましたが、岡山県西粟倉村では、山林は50年、60年で皆伐をするのではなく、間伐で山林を育てる100年の森林構想に取り組んでいること。岡山県西粟倉村では、間伐による継続的な森林整備で雇用が創出され、間伐材の利活用で新たな産業が誕生していること。山は皆伐ではなく、間伐で山林を育てる取組は、森づくりの意欲、森林・林業分野の担い手の育成、技術継承を高め、継続した取組になっていることを示しています。

京丹波町が行う皆伐方式では、50年、60年先にまた伐期を迎えたとして皆伐をする。本当にこの方法が80%を超える山林を生かす道でしょうか。西粟倉村の取組は、提案されている随意契約理由書の特命随意契約の採用理由の内容と同じそのものです。皆伐方式では、植林、下刈り、間伐など費用負担が大きく、個人の山林所有者では50年、60年も山林を管理できません。間伐で山林を育てる方式に見直すべきです。

また、先ほど谷山議員から指摘がありました白鷹町の取組も山林を生かす方法です。もっと先進事例から学ぶべきです。このことを強く指摘して反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 4番議員、隅山卓夫であります。本定例会に上程されております議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）について、賛成の立場で討論をいたします。

認定こども園整備事業 木材調達につきましては、昨年12月開催されました令和元年第4回定例会に議案第78号として上程され、認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）1,203万4,000円。さらには本年4月開催、令和2年第1回臨時会に上程されました議案第49号、令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）6,215万円について、それぞれ可決を見ているところでございます。本議案第64号は、令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）3,421万円として、京丹波木材供給共同企業体と契約を締結するものであります。

木材は、断熱性に優れ、その熱伝導率の低さは、鉄の200分の1、コンクリートの4分の1と言われ、省エネを期待できます。アウトドアで真夏の暑い日に鉄やコンクリートが暑くて触れることもできないのに、木材だけは平気で手を置くことができるのもこのためであります。真冬でもアルミサッシや鉄骨が結露しても、木材で結露することはございません。高気密、高断熱の室内環境を容易に作り出せる省エネ素材であると思っております。

さらに、呼吸する木材には調湿機能がございます。よく木材は呼吸すると言われております。木材は気乾乾燥とされる含水率12%から15%を境に、空中の湿度が高ければ水分を吸収し、低ければ放出をする。調湿機能を持っているからであります。ですから、大量の木材が室内に露出する場合、心地よい爽快感を空間に保つこととなります。

未来の京丹波町を背負って立ってくれる子どもたちに、木の優しさや温かさが伝わる自然豊かな環境と木質化にこだわりのある保育室は、長く心にとどまり、やがて成人後の生活拠点の選択肢として大きな期待が持てるものであり、賛成の意を表し、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 令和2年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その3）についてを、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 4点についてお伺いいたします。

現在の園庭の周りにある桜の木についてお伺いいたします。

以前、質問によって、桜の木は全部伐採されることのお答えをいただきました。全てを切ることでありましたけど、地元須知区民の思いとしては、せめて1本、2本でも公園の中に移していただきたいということです。何十年もの間、園児を見守ってくれてた桜の木であります。私も全部切るという以前の答弁ですごく心がずっとめいっていました。須知区民の皆様にご意見を聞かせていただくと、同じような意見がたくさんありました。17本の桜の立派な木を切るということは、命を殺すというイメージにもつながってまいります。この桜の木を何としても、1本でも、2本でも、移していただきたい思いをこの場で要望したいと思っております。

2点目は、園庭についてであります。今の園舎が崩されてからの園庭ということになりますが、排水工事の内容をお伺いいたします。

3点目は、現在の園庭にある道具、テーブルなどの再利用についてお伺いいたします。資料3にあります。テーブル4か所、これも既存のテーブルの利用だと思うんですが、その間

にもまたソメイヨシノの木とかいろいろ説明してあるんですが、これは植樹されるのかどうか、お伺いいたします。

4つ目は、これは以前にもいろいろ意見が出ておりましたが、今回、府道が改修され良くなるということで、車がスピードを出して、本当に危険な状態となって、事故などが起こらない対策をしっかりと行っていただきたいという地元区民の皆様のお願いであります。その後の対策はどのようになっておるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 4点ご質問をお受けしたところで、まず桜の木の話でございますが、認定こども園がそこに今できるということもございますので、基本的には伐採ということで計画しております。ただ、技術提案書の中でも移植とか再利用という提案も受けておりますので、今後、請負業者と桜の状態、桜というのは移植が非常に難しいと聞いてますので、その状態を見ながら考えたいと思っております。例えば保育所、幼稚園の保護者会のほうからも桜を活かしたようなものがないかという提案も受けておまして、そういったあたりも考えているところでございます。府道沿いの桜は残すということになります。

2点目の質問では、園庭の排水対策を言っていたと思いますけども、この点につきましては、現在の園舎のところに園庭が今度来るわけなんですけれども、現状を見ながらそこは排水対策も考えていく必要があるというふうに考えております。

3つ目に、植樹をするのかということと思うんですけども、計画しておりますソメイヨシノ等もまた植えていくというところがございます。テーブルというのは、須知公園の中での話なのかなと思っておりますが、ちょっとどこのことか分かっておりませんが、須知公園のほうはそのまま遊具等も残すということでございます。

4点目に、府道との交通安全に関する協議でございますけども、2月12日の全員協議会の折に図面を示させていただいたとおり、出入口をはっきり明確化することで安全対策を講じたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今の遊具の再利用という話というふうに理解し直したんですけども、できるものはしたいとは思いますが、現時点では新調するというふうに考え

ております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 1番目なのですが、地元須知区民の皆様は、本当にたんばこども園新園舎新築工事を楽しみに期待していただいております。今申し上げました17本の桜の木、私も今朝も見てきたんですが、1本は大きい木にうずくまって小さいのがあるし、あんなんやったらできひんやろうかと思って見てたんですが、今も課長も答弁していただいたように、何とか命をつないでどこかに移植していただけたらうれしいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

2番目に園庭についてですが、こういった園庭の工事内容はまだしっかり決まっていないのかどうか、その点お伺いいたします。少々雨が降っても排水がスムーズにできて、いつでも安心して園庭の使用ができるように、暗渠排水とかいろいろ駆使していただきまして、園庭を造っていただきたいと思います。

3つ目なのですが、資料3にありますテーブルベンチ4か所、既存移設と書いてあるんですが、これもまた園にある既存のものを使われて設置していただくのかということ。また、遊具の再利用についてももう少し答弁をお願いします。

4番目も今お答えいただきましたけど、地元の区民の皆様も本当に危惧されておりますので、くれぐれも安全対策をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 須知幼稚園の桜は、本当にきれいな桜でございます。残念ですけども、そこに建物が建つということで伐採をしなければならないということになるんですけども、やはり思い出にある桜の木がまた違う形で活かされるようなこともできたらいいというふうに考えております。

それから、園庭につきましては、園庭自体は表面は勾配がございますので、しっかり排水ができる設計内容にしております。ただ、山沿いも水路等もあります。状況によっては暗渠等も必要なかどうかは、今後見極めていこうというふうに考えております。

それから、今おっしゃった既存施設、テーブルというのが今の須知公園でございますけども、そこはそのまま残るという認識でお願いしたいと思います。幼稚園にある遊具につきましては、使えるものは使いますが、ほとんど新調するという同じ答弁になりますけどお願いします。

府道の安全管理につきましても、先ほど来申し上げましたように、出入口をしっかりと区別する。このあたりは京都府とも協議を進めておりまして、敷地内のそういった対応は特に支障がないというふうに言っていたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 1番目の質問ですが、何遍も申し訳ありません。桜の木を何かの形にして残していくということも大事でありますし、また、今私が申し上げました移設についても今後調査していただける方向に考えていただけないか、町長お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどから課長が答弁申し上げておるとおりでありまして、その上に建物が建つわけですから、いろんな思いはあると思いますけども、伐採をしなくてはならないものについては伐採をしていく、そして伐採をした木もそのまま捨てるというようなことではなしに、どこかで使えるものがあれば使っていきたいということでもあります。移設が可能かどうかというのは木の性質等で何とも申し上げにくいところでもありますけども、私も須知幼稚園の建築の説明会にも出させていただきましたけど、その席でも桜の木のこと保護者の方から出ておりましたので、この場でどうするこうするとはなかなか難しい面はありますけども、できるだけ今のご意向に沿えるような形で何とか工夫は行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 1点は、新庁舎建設も含めてですけども、現在のコロナ対策について、工事の請負業者が大手ですので、下請とか、孫請とか、外部の方がお見えになってますので、その辺のことはどうかということ。

もう1点は、総合評価方式のことについてお聞きをしたいんですが、今回の技術提案の項目ですけども、1つが工程管理及び品質管理の能力、2つ目が安全管理、居ながらの施工というのがちょっと分からないんですけど、それから3つ目が企業及び技術者の実績となっておりますけども、この評価項目の工程管理、品質管理、安全管理については、建設業界に携わっている者でしたら基本中の基本でして、このことで評価が大きく付くということは普通考えられない。特に、今回、金額で評価が高かった金下・樹山特定JVは、調べてみますと、金下建設も近畿地方整備局から4年間連続して品質管理については優秀企業だということで表彰を受けておられますし、また、樹山建設も、京丹波町の工事实績なんか見えますとかなり高

い評価をされてます。ところが結果を見ますと、工程管理及び品質管理、大和ハウス工業のJVは10点、それから金下建設の評価は5点ということで5点の差があります。それから安全管理につきましては、5点と2.7点で2.3点差になります。金下建設も樹山建設も、こう差がつくということは普通考えられません。例えばこれが新しい技術の導入ということになれば、当然こういう差がつくと思うんですけど、先ほども申し上げたとおり、工事業者が工程管理をしたり、品質管理をしたり、安全管理をするというのは基本中の基本にもかかわらず、こういう点数がついてなぜこうなったのかをまずお聞きをしたい思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、ご心配のコロナ対策の関係につきましては、先日仮契約に大和ハウス工業も来られまして、ご挨拶も受けたところでございます。コロナの関係での情報交換もそのときに行わせていただきまして、会社ではコロナ対策のガイドラインをしっかりと作成して対応しているというお話も聞かせていただいたところでございます。相手を遣っておられると感じまして、契約ができれば、今後もそういった点を確認してまいりたいと考えております。

続きまして、総合評価の工程管理、品質管理、安全管理、その項目自体は本当に一般的なことですが、特に、今回は、居ながら施工というのは、幼稚園を運営しながら、また須知公園も運営しながらということで、そこに人が居ながらどういった安全管理を求めていくかというあたりの内容を提案していただいたということでございます。この評価につきましては、あくまでも絶対評価でございまして、当然、参加していただいた企業どもがいろいろな知識やらを持っておられるのは重々承知しておりますけども、その中で今回は結果としてC社の点数が高かったということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 新庁舎建設に関する業者のコロナ対策でございますが、新庁舎につきましても、元請建設業者である大成建設のほうがコロナウイルス対策について、それぞれ発生したときのシミュレーションも含めまして作業所なり支店、また協力会社で発生したときのシミュレーションも立てた上で、毎日、会議の中でもそういった注意喚起を図って入念に実施をしてもらっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、コロナ対策の件ですけれども、実は私の知人が伏見に土地を持ってまして、大和ハウス工業がマンションを建てておられるようです。自宅とは離れてますので久しぶりに行ったら、車が所有地に入っていて、その従業員の方に聞いたら、現場責任者の方からここに駐車したらいいというような指示をされたので置いてたんだという話でしたので、下請業者の人にそんな話しても仕方ないので、大和ハウス工業のほうにメールを入れたら、1時間ほどで下請業者の方からおわびに来られたようです。

ここで申し上げたいのは、コロナ対策もいろいろとやっておられます。ただ、もしも最悪の事態が発生したときに、元請業者とそのときにはどうなるんだという契約なり協定は結んでおかないと、今例に挙げたように、下請業者とかそういうところへ責任転嫁をしてしまうという傾向があります。そういうことを考えたら、当然ですけれども、やはりコロナに関する協定書でその責任は元請業者が全面的に持つということをした協定書を作っておく必要があると思いますので、ぜひそのようにしてほしいと思います。

それから、評価ですけれども、本当に居ながら施工だからということなら、居ながら施工だから安全管理がどうなんかとか工程管理がどうなんかというような質問にしないと、この状態で1の場合、工程管理及び品質管理が10点と5点と5点違うんですよ。これがもしも一緒だったら、金下・樹山建設が落札者になってるんです。なぜこうなるのか。もっと主観的な状態ではなしに客観的な評価が本当にされているのかどうか、非常に疑問に思います。こういう資料が外部に出るということはないと思いますが、先ほど申し上げたとおり、1番の工程管理及び品質管理の能力で大和ハウス工業に比べると、金下建設なり樹山建設は半分しか評価がないと。片一方が100点満点だったら50点、こういうことは企業の名誉にも関わると思うし、普通こんなことは考えられないと思うんですが、何か作為的なものがあるのかなという気がしますけれども、評価は誰がして、もっと具体的に、1の場合にどんな評価の差があったのか教えてください。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 最初のコロナの関係では、大和ハウス工業も非常に神経も気を遣っておられるという状況を先ほども申し上げましたけれども、協定書までを締結するかどうかはさておきまして、今後も元請業者とそういった危機管理を話してまいりたいと思います。

それから、安全管理、居ながら施工とか内容につきましては、後で資料を提供させていただきました総合評価の資料の中で落札者決定基準というのがございます。ちなみにめぐっていただきました1ページが選考委員の名簿でございます。

それから、2ページ目と3ページ目に技術提案の評価基準というのをここでしっかりお示しをさせていただいてまして、例えば3ページの安全管理、居ながら施工については、建設予定地及び隣接地の須知幼稚園及び須知公園云々かんぬん、そういったあたりで先ほども申しましたような居ながらの安全管理について、特に配慮すべきことや工夫についての提案を求めたということで、お示しを事前に行っているということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、新しくできる認定こども園は園児が利用するわけですし、以前に配置図も頂いておるわけでございますけども、特別にコロナ対策として、配置の問題も含めて何か考えておるといことはあるのかどうか。あくまでも、保育室、職員室の配置図も含めて以前に示しておるようによるといことなのか。新しい生活様式ということで1メートル、2メートル離せとか、対面の対話はしないようにするとか、そういうこともいろいろあるんですけども、子どもではありますけども、何かそういうことは検討されておるのかお尋ねしておきたい。

それから、新しくこれができるということになりますと、須知幼稚園はここにありますように解体するということになるんですけども、上豊田保育所の場合はどのような考えでおられるのか。非常に老朽化もしておるわけですし、なかなか活用というのは難しいと思うんですけど、その辺についてはどう考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 新しい認定こども園に關しましての設計内容で、コロナ対策という部分を今お尋ねだったと思えますけども、コロナ対策に特化して今回設計内容を決めたわけではもちろんないんですけども、感染予防対策というのは考えております。以前、ほかの議員からも、例えば水道の蛇口はレバー式のほうがいいのではないかとかそういった話は出ておったと思えます。認定こども園についてもレバー式とか、自動感知の蛇口とか、そういったものを一般的に感染予防対策として、しているということでございます。

それから、上豊田保育所の活用につきましては、現在はまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 上豊田保育所の関係で、活用というか、解体というか、そういうこ

とも含めてまだ決まってないということなのか。耐震もしてないと思うんですけども、そういう面から言うと、一定の除去ということも考えていく必要があると思うんですけども、その辺も含めてまだ何も検討されてないということなのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 先ほども申し上げましたとおり、解体などの検討もしていないところがございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほど質問しまして、協定書はしないということでしたけども、先ほどもフェイスブックの件なり、また、今までの工事現場で起きた事故の刑事責任なんかは、100%起きたところの現場の代理人なり現場監督に刑事責任が行って、元請業者に及ぶということは非常にまれです。ですので、今回、そういうことがなければ一番いいんですけど、もしもコロナに感染する原因が業者なりに起こった場合に、やはり現場任せというか、最終の起きたところに責任を負わせて、大手は私は知りませんみたいな形になりかねないと思いますので、これはぜひ協定というか申合せをしておく必要があると思います。これは課長ではなしに、町長に、どうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コロナに関しましては、当然、元請業者と綿密に打合せをやっていきたいというふうには考えておるところであります。

先ほど来、議員がおっしゃってます責任をとらせるという意味合いが私はもう少し理解ができないんですが、コロナの患者が発生したとしても、それはそれぞれの感染した場合の対策で行っていただくと考えておるところでありまして、当然、それによって工事が遅れることになりましたら、元請会社の責任というのは明らかなどころではないかというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 入札説明書の3ページ、その他の参加要件の個別要件のオとカの分で、設計の受託者と入札業者の資本または人事面において関連がないものであることというのと、それから、新園舎新築工事施工候補者選考委員会の委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないことという条件が付されてるんですけど、これの確認方法については、どういう確認をされて入札されたのかということが1点。

次に、総合評価の審査事項が3点あるんですけど、新庁舎では、地域貢献という項目があったんですけど、今回はそれが外れておりまして、なぜ地域貢献の項目を入れられなかった

のかということ。その2点についてお願いします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 第1点目のご質問につきましては、入札説明書の5ページの8番の1番下カにもございますとおり、資本関係・人的関係に関する届出書というのを提出していただけてまして、そちらのほうで確認をしているところでございます。また、指名願が出ている業者でしたら、そちらの役員等の氏名もあるわけでございますので、そういったところから判断しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 新庁舎と違いまして、こども園は先ほども言いましたように、現在運営をしている幼稚園、それから公園等の安全管理のほうに重きを置いておりますのと、やはり子どもたちに負担をできるだけ少なくするように、つまり工程も短くできるようにという意味合いのほうを取っております。地域貢献よりもそちらのほうを提案してほしいところとご理解いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 先ほどのその他の参加要件の中で、新築工事施工候補者選考委員会の委員、入札の公告のときにこの5名の委員を公表してるんですか。次の資料の落札者決定基準のところに出てくるんですけど、公告のときに公表していなかったら、確認書が出し方がないと思うんですけど、どの時点で公表されているんですか。

もう1点、なぜ評価項目に地域貢献がないのかということで、今回は工程管理とか安全管理を重視したということなんですけど、選考委員会の評価結果報告書の3ページ、下から4段目の終わりから、より一層の地域貢献に取り組んでいただくことを期待しますと講評しているんですけど、評価基準にないのをなぜ講評するんですか。必要だったということでしょう。その辺の見解をお願いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 2つ目のご質問につきましては、今一般的に地域に貢献していただくということは、当然、委員会の中でも話としては出ますので、そのあたりを講評にされているというところでございます。

1点目の5名の委員につきましては、これも当然先ほどの資本関係・人的関係に関する届出書の申請をいただく段階で、その人が委員だったら、当然、業者は認識があると思いますので、そこまではこの資料の中では整理していないということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） その委員の公表をしたかしていないかということを知っているのに、していないのにそういう関係がないということは書類が出せないで、入札を公告した時点で、業者に説明をした時点で、委員が公表されてるのかされてなかったのかということを知っているんですけど。

それと、地域貢献につきましては、当然やらなければいけないということでしたら、当然審査項目に入れるべきだったと思いますし、10億円以上の工事なので、やっぱり地域の商店街で材料を買うとか、必要な木材を調達するとか、そういうことはきちっと業者と打合せをして、覚書でも交わしておくべきではないかというふうに思います。いかがですか。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 先ほど申しましたのは、応募しようとする業者が自分のところの会社の関係の役員に、ここの委員がおるかということは当然分かることなので、最初から公表しなくても、そこは問題がないとか関係がないというふうに理解をしているところでございます。

それから、地域貢献につきましては、以前、篠塚議員の質問にもあったんですけども、地域の業者が参加できるように京丹波町の事業所とJV方式にさせていただいたということでございます。

そして、地域貢献という部分においての、例えば木材調達、これは京丹波町産材をこちらから配給しますが、そのほかの材につきましても、京丹波町産材を使っただけというように仕様の中で定めているところでございます。

以上です。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） うまく伝わってなかったかと思いますが、新庁舎の建設工事のときには、入札資格の関係で町内の業者の方とJVを組むことはかなり難しいというような状況がありましたので、そういった中で、町内にどれだけ貢献をしてもらおうかということで町内への貢献という評価項目をわざわざ立てて、それで評価をさせていただいたというところがあります。今回のこども園につきましては、町内の業者も入っただけでJVを組んだということでもありますので、そういう意味でわざわざその項目を立てなかったというようなご理解をいただけたらというふうに思うわけでもありますけども、よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も、評価結果報告書の3ページ、講評のところでお尋ねしておきたいと思います。木材で園舎を建てるということで、非常にそれを重視しているわけですが、その一方で、耐久性確保や維持管理などについて、木造建築に特有の課題に関する具体的で有効な提案は見受けられませんでしたというようになっております。これについては提案評価のところ、木造建築ということが一番中心に据えているということで、木材の特徴をもっと活かすとか、耐久性とか、維持管理とか、そういうことに対しての具体的な提案はなかったということでここで評価されているんですけども、この辺については、入札説明会とか業者からそういう提案を求めるといことはなぜされなかったのか。これはあくまでも業者の考え方ということなのか。町としてのそういう考え方を示すといことはなぜされなかったのか伺っておきたいと思います。木造建築というのを一番中心に据えているわけですから、一番ここが大事と思うんですけども、その点いかがでしょうか。伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今おっしゃいました講評に関しましてですけれども、今回、学識者の委員につきましては、木材資源や木材構造に関する専門家の方でありまして、技術提案の審査事項として耐久性及び施工における品質管理を求めており、その中においては、各社からの提案をしっかりと受けているところなんですけど、一方では、専門家の目線というのは、非常に持っておられまして、もっと期待していた部分があったなというふうにおっしゃってました。そういったあたりは講評に書くので、業者さんとも今後、国内の木造建築の技術も高まるように伝えていただきたいということにおいて、そういう意味合いを込めた講評であると、そこも説明をしっかりと受けております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約について討論を行います。

(仮称)たんばこども園新園舎新築工事概要は、幼保連携型認定こども園で、木材地上2階建て、建築面積が2,500.73平米で、電気・機械設備・外構・既存園舎解体工事で、契約金額は10億8,240万円となっています。木材調達の金額を合わせますと11億1,634万円という金額になります。

現在の上豊田保育所の保育環境は、瑞穂や和知の保育所と比べても非常に悪いのは明らかです。一日も早く保育環境を改善することは当然であります。また、須知幼稚園も老朽化をしております。本来なら、合併前に改築等を行っておくべきだったことだと考えます。こども園を新築することは何の問題もなく賛成するものであります。また、認定こども園事業で町内産木材を使用した建設を否定するものではありません。

しかし、今の京丹波町の財政状況は、議案第64号でも指摘しましたが、財政調整基金が令和6年度には3億8,000万円との見通しも出されています。財政状況の見通しは危機的な状況にあると言えます。近年の異常気象による災害、あわせて今回のような新型コロナウイルス感染症などの非常時に対応するための基金が不十分であることは明らかです。

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定をしています。本町の財政見通し、将来の人口規模なども見通して取り組むべきと考えます。

例えば骨組みは鉄骨などを使用し、内部は町内産木材をしっかりと使用するなどして、事業費は必要最小限として、後世に大きな負担を残さない認定こども園事業とすべきであります。このことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○8番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思いません。

本議案は、先ほどの議案を含め3回にわたる町内産木材の調達についての議決を経て、いよいよ園舎の建築を進めるための請負契約案件であります。本町全町土の303.09平方キロメートルのうち83%を占める森林に先人たちが植林、下刈り、枝打ち、間伐など過酷な林務作業にもかかわらず、将来優良な木材となることを夢見て、慈しみを持って育林に取り組み、ようやく今伐期を迎えた木々を利用して、新庁舎建設に続く木造建築として建築されようとしている認定こども園は、本町の未来を担う子どもたちが集い、学び、人間形成

の第一歩となる集団生活を行う場であり、そうした施設に地元で育てられた木々を加工し、活用する意義は極めて大きいものがあり、子どもたちにも木のぬくもりに触れてもらい、心豊かに、そして健やかに成長してくれることを願うことこそ、私たち今を生きる大人の使命でもあり、また大きな期待でもあります。

工事施工者におきましても、入札の際に提案されました工程管理、品質管理及び安全管理の技術提案を真摯に遂行していただくとともに、円滑な建築が履行されることを願いまして、賛成討論としたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

議案第65号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会及び議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

《日程第13、議員派遣の件》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第2回京丹波町議会定例会は、これをもちまして閉会いたします。

閉会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 北尾潤

〃 署名議員 山下靖夫